

令和元年

第2回西原村定例会会議録

令和元年 6月11日

令和元年 6月14日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和元年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 1 1 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
6 月 1 2 日	水	休 会		
6 月 1 3 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名） ・議案審議 （報告第1号～第2号、承認第1号～第4号） 	
6 月 1 4 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第48号～第61号、同意第3号） ・委員会審査報告 ・発議第2号～第3号 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提出議案等

(令和元年6月11日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成30年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和元年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」
- 議案第48号 西原村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第49号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第53号 令和元年度西原村一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第54号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

- 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 同意第 3 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(令和元年6月13日提出)

(一般質問)

1 番 上野正博君 2 番 村上高志君 3 番 桂 悦朗君 4 番 西口義充君

(令和元年6月14日提出)

(議員提出議案)

- 発議第 2 号 河原小学校複式学級解消に関する決議
- 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（6月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	6
日程第 3 諸般の報告	6
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第2号、承認第1号～第4号、議案第48号～第61号、同意第3号）	6
日程第 5 休会の件について	12
散 会	12

第2号（6月13日）

議事日程第2号	13
応招議員氏名	14
出席議員氏名	15
事務局職員出席者	15
説明のため出席した者の職氏名	16
開 議	17
日程第 1 一般質問	17
（上野正博）	17
・運動公園及び総合体育館について	
（村上高志）	22
・県道28号線（主要地方道熊本～高森線）道路災害復旧工事について	
・人材育成について	
（桂 悦朗）	28
・大切畑ダム周辺の施設及び環境整備計画について	
・児童・障害者・高齢者虐待対応について	
（西口義充）	41
・児童の療育について	
日程第 2 報告第 1号 平成30年度西原村一般会計繰越明	

			許費繰越計算書の報告について	47
日程第 3	報告第 2号		平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	49
日程第 4	承認第 1号		専決処分の報告及び承認について 「(専第1号) 西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」	50
日程第 5	承認第 2号		専決処分の報告及び承認について 「(専第2号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」	54
日程第 6	承認第 3号		専決処分の報告及び承認について 「(専第3号) 平成30年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」	56
日程第 7	承認第 4号		専決処分の報告及び承認について 「(専第4号) 令和元年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」	58
散 会				60

第3号(6月14日)

議事日程第3号				61
応招議員氏名				63
出席議員氏名				64
事務局職員出席者				64
説明のため出席した者の職氏名				65
開 議				66
日程第 1	議案第48号		西原村森林環境譲与税基金条例の制定について	66
日程第 2	議案第49号		西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
日程第 3	議案第50号		西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第 4	議案第51号		西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	76
日程第 5	議案第52号		熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変	

		更について	7 9
日程第 6	議案第 5 3 号	令和元年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について	8 1
日程第 7	議案第 5 4 号	令和元年度西原村介護保険特別会計 補正予算 (第 1 号) について	9 0
日程第 8	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について	9 1
日程第 9	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について	9 4
日程第 1 0	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について	9 4
日程第 1 1	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について	9 4
日程第 1 2	議案第 5 9 号	工事請負契約の締結について	9 4
日程第 1 3	議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について	9 5
日程第 1 4	議案第 6 1 号	工事請負変更契約の締結について	9 5
日程第 1 5	同意第 3 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて	9 6
日程第 1 6		委員会審査報告について	9 9
日程第 1 7	発議第 2 号	河原小学校複式学級解消に関する決 議	1 0 1
日程第 1 8	発議第 3 号	河原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について	1 0 2
日程第 1 9		委員会の閉会中の継続調査申出	1 0 3
閉 会		1 0 3
署 名		1 0 5

第 1 号 (6 月 1 1 日)

令和元年第2回西原村議会定例会会議録

令和元年6月11日、令和元年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年6月11日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第2号、承認第1号～第4号、議案第48号～第61号、同意第3号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和元年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本年度4月より目床順司君が副村長に就任されましたので、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

（副村長 目床順司君 登壇 挨拶）

○副村長（目床順司君）おはようございます。副村長の目床と申します。

先の定例会におきまして、副村長の選任の同意を賜りまして、まことにありがとうございます。また、本日、このように神聖な議場の場でご挨拶を申し上げます機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり、私、国土交通省九州地方整備局より4月1日付で出向し、着任いたしました。大変身に余る光栄でありますとともに、職責の重さに身の引き締まる思いをいたしております。

熊本地震より3年が経過いたしました。震災直後の壊滅的な状況からは少しずつ抜け出し、現在は公営住宅の完成や、その入居の開始、また、宅地の造成工事などの基盤整備の着工や推進といったさまざまな復興から復旧に向けて、着実に進んでいると感じております。しかしながら、復興まではまだまだ道半ばであり、現在継続中の事業も多々ございます。

これから村民のため、村の発展のため、さまざまな政策実現に向け、特に課題であります復興に向け、職員と一丸となりながら村長を補佐し、国等とのパイプ役ともなり、誠心誠意職責を果たしていきたいと強く決意を新たにいたしましたところでございます。なかなか未熟な人間で、至らぬ点多々ございませすれば、議員の皆様からご指導、ご鞭撻のほどを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）ただいまご挨拶をいただきました目床順司副村長におかれましては、今後、西原村の発展、第一に復興の礎となつていただくよう、議会からもよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、上野正博

君、7番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月4日に行われました議会運営委員会の中で本日11日より14日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって会期は、本日11日より14日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

5月21日から5月23日にかけて、人口増加をしている北海道ニセコ町及び東川町の移住・定住について視察研修を議員全員で行い、ニセコ町、川埜係長から説明を受け、まちづくり基本条例をもとに開発が進められており、常に住民に町の情報を公開し、住民の意見を聞き、住みよいまちづくりに心がけていること。また、東川町においては、高橋議長を初めとして説明を受け、地場産業の木工品を活用するとともに、計画的に宅地分譲計画を進め、人口増加に成功している説明を受けました。

次に、5月28日、全国町村議長と副議長が一堂に会して、令和元年度町村議長会正副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」と題して、江藤俊昭山梨学院大学院研究科長・法学部教授を初めとしたパネルディスカッションが行われ、その後、町村議会特別表彰を受けられました長野県喬木村議会、京都府与謝野町議会、鳥取県若桜町議会から、それぞれの取り組みについて発表が行われました。

翌日29日には、ホテルグランドアーク半蔵門において、熊本県内の町村正副議長による県選出国會議員への政策要望を行いました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) おはようございます。

令和元年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成天皇の譲位により、元号が平成から令和に改元され、新天皇が即位されました。令和となり40日が経過し、令和の元号にも大分なじんでまいりました。

振り返ってみますと、平成の時代は災害の多い時代でありました。平成2年の雲仙普賢岳の噴火から始まり、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年

には巨大津波により2万2,131人が犠牲となった東日本大震災、そして3年前に発生した熊本地震など、日本全国で地震、台風、大雨、噴火等々の大災害が発生いたしました。ボランティア元年、義援金・寄附金元年はどれも平成であり、大きな災害がきっかけでありました。私たち西原村も過去に経験したことの無い未曾有の大災害で被害を受け、全国から支援をいただき、助けられ、道半ばではありますが今日を迎えています。令和の時代は災害のない安久の時代となれればと願うものであります。

さて、新年度になり2ヶ月半になろうとしております。先月の5月26日は、2,129名の参加のもと、発災対応型防災訓練を実施させていただきました。ことしは避難者が1,890名で、住民の方はもちろんであります。役場職員も特に緊張感を持って想定訓練ができたと感じました。訓練開始と同時に災害対策本部を立ち上げ、大規模地すべりの想定や道路の決壊で通行どめの対策、また、避難所開設で200名が避難され、食糧と水の支援要請など、仮定ではありますが実践的な訓練ができたと思っています。ともあれ、ことしの梅雨においては災害がないことを祈っているところであります。

災害関連事業も順調に落札をしていただいております。総事業費約127億円に対し、約85億円の入札を終え、設計変更分を差し引いても残り4分の1程度となりました。できる限り早く全ての工事を終えて、もとの集落が再生できればと願っています。

仮設住宅においても退去が進み、5月末現在、入居世帯102世帯で、入居率は32%となりました。今後の入居者の防犯と安全、コミュニティー維持を考慮し、入居者と協議を重ねて、7月末ごろには集約できる運びとなっております。そうなれば、入居率も20%未満になる見通しであります。私たちは無理に退去を求めるものではありませんが、宅地の再生事業を一日でも早く進めて、再生した宅地に新しい住宅の建設ができますことに思いを込めて、今後も事業の展開を進めてまいります。

これまで進めてこられたのも議員各位のご指導のたまものと感謝を申し上げます。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご助言、ご協力をお願い申し上げます。本定例会に提案しております議案につきまして説明をさせていただきます。

報告第1号、平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、報告いたします事業といたしましては、総務費4件、民生費1件、農林水産業費1件、土木費1件、消防費1件、教育費3件、災害復旧費3件、合わせての14件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、31億1,760万6,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源4,277万6,000円、未収入特定財源の国・県等の補助金15億1,593万2,000円、地方債14億2,200万円、その他

の特定財源165万1,000円及び一般財源1億3,524万7,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、ご報告いたします事業としましては、土木費2件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、30億9,846万391円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源8,630万円、未収入特定財源の国・県等の補助金15億4,922万9,000円、地方債14億6,280万円、その他の特定財源0円及び一般財源13万1,391円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告させていただくものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長からご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成30年度西原村一般会計補正予算(第9号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,390万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,117万6,000円とするものでございます。

決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入においては、平成30年度の地方譲与税や特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興

復旧寄附金において、全額を災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額を歳出における基金積立金へ計上する必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和元年度西原村一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ294万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,757万3,000円とするものでございます。

応急仮設住宅小森団地集約事業において、個別説明会や個別相談会並びに庁内関係課連絡会議等を重ねてきたところ、当初予想していた以上の入居住宅施設の整備や点検が入居者の転居前に必要なことが判明いたしました。応急仮設住宅の入居期限を踏まえ、本年6月下旬までに鍵の引き渡しまで完了させる必要があり、複数の施設整備や点検内容において時期が重複することから、所要の施工期間を設けて早急に工事着手を行う必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第48号、西原村森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、譲与される森林環境譲与税を適正に管理及び処分する必要があることから、西原村森林環境譲与税基金条例を定めるものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第49号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律に関する法律の施行及び国家公務員について平成31年4月1日から施行されていることを踏まえ、地方公務員の本村職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講じるために所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第50号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第51号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき実施しております介護保険料の改正について、平成27年度から一部実施している低所得者の保険料軽減措置を今年度の消費税引き上げに合わせ第1段階から第3段階に拡充し、軽減強化を図るものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第52号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、熊本縣市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって合志市が脱退するため、組規約の一部変更でございます。熊本縣市町村総合事務組規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億2,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億622万6,000円とするものでございます。

また、地方債の補正として、公共事業等債ほか10億5,420万円分を追加し、公共事業等債3億6,000万円を廃止するものであります。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、土木費国庫補助金の6億5,524万2,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、道路橋梁費等の15億3,161万6,000円の増額補正でございます。また、人事異動に伴う人件費等の組み替えをしております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第54号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,541万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、介護保険料が消費税引き上げに伴う保険料軽減措置拡充により449万3,000円の減額補正、国庫支出金25万9,000

円の増額補正、繰入金475万3,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費51万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第55号から議案第60号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第55号から議案第60号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第55号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（グリーン西原18）、議案第56号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝③・谷頭①）、議案第57号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（玉の迫①②）、議案第58号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出④・秋田原①）、議案第59号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③）、議案第60号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（小東①）でございます。

以上6件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第61号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成30年3月の臨時議会におきまして議決をいただきました宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（袴野・出口・宮山）につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、荒木均氏は令和元年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求められます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの4年間です。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、何卒よろしくご審議をいただき、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました報告2件、承認4件、議案14件、同意1件、以上の合計21件につきまして、議員各位におかれましては、慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

なお、本定例会から新しい課長3名が初めて議会に出席をしております。ふなれで戸惑いもあるかと思いますが、議員各位のご指導とご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、4日間の会期、大変お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日12日は本議会を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時31分 散会

第 2 号 (6 月 1 3 日)

令和元年第2回西原村議会定例会会議録

令和元年6月13日、令和元年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年6月13日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成30年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月4日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受領番号1番、6番議員、上野正博君、件数1件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。

通告どおり1件だけお尋ねいたします。

運動公園及び総合体育館の建設について、まず、建設への方向性を持っておられると理解しておりますが、まだ村長のはっきりとした建設予定計画を聞いておりません。いつごろされるのでしょうか。

熊本地震から3年2カ月となりました。地震さえなければ、運動公園及び総合体育館は完成していたのではないかと思います。当時、村長は、資金確保のため関係省庁へ幾度も足を運ばれ、苦勞されました。用地買収も終わって、さあこれからというときに震災が起きてしまいました。

312棟あった仮設住宅も5月現在102棟になり、住民の孤立防止のため、団地内西側に集約することになりました。67%が空き家となり、しかし、それだけ自立されたということで、よかったと思います。

ただ、仮設に残っておられる方々を思いますと、体育館建設はなかなか切り出しにくいと思いますが、熊本地震が発生したときに、小・中体育館3カ所の緊急避難場所等に入れずに、車中泊を続けられた方々が多くおられました。私もその一人です。このことを思いますと、大型の緊急避難施設の必要性を身をもって感じられたのではないのでしょうか。

私は、復興を待つてからではなく、復興と発展は同時に進行するのが理想かと思えます。幸いにも、このたび国の機関から目床副村長が出向で来られております。任期内に何とか着工・完成できればと期待しておりますが、村長の建設計画予定はいつごろになるのでしょうか、お伺いします。まず、建設されるのかされないのか、それからお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） それでは、上野議員の質問にお答えさせていただきます。

運動公園及び総合体育館についてということで、まずはいつごろ建てるのかということかと思えますけれども、本事業の経緯や経過についてまとめてご説明申し上げたいと思います。

この事業は、平成23年度に、本村の主要な体育施設であります西原村農林漁業者トレーニングセンターが建築後約29年を経過し、施設や整備の老朽化や、利用者のニーズや本村で開催される多数の来訪者がある各種大会への対応ができない等の問題提起に対して、大規模改修または別の場所で新規建設の検討を平成24年度より開始しております。

検討に当たっては、まず第1段階として、村議会の代表、小・中学校長、各種団体関係者等を委員として構成する総合体育館建設検討委員会及び役場庁舎内関係課で構成する総合体育館建設庁舎内幹事会を設置し、現在の施設を改修して活用するのか、あるいは新規に建設するのかをご審議いただき、その結果、新規に建設すべきとの結論をいただきました。総合体育館建設委員会及び庁舎建設幹事会での審議を経て建設基本構想を策定しました。その後、平成25年度に、総合体育館建設委員会及び庁舎建設幹事会の審議を経て建設基本計画を策定しております。

当該事業実施に当たっては、国からの財政支援が不可欠であることから、補助事業や交付対象となる交付金等を精査した結果、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、施設整備の補助金、補助率2分の1を活用した事業実施を決定しております。

この間の経緯は、平成27年度に用地購入及び公園・体育館の測量設計業務委託を実施しております。また、国への当該事業の予算要望活動も継続して実施をしております。

平成28年度から計画地内の造成工事に着手する計画でありました。国からの財政支援も、本村からの交付金要求額の約95%の交付金の予算配分をいただいたところでありました。

平成28年度早期の工事発注を予定しておりましたけれども、4月に熊本地震が発生し、多くの被災された住民の方々の避難所生活から住まいの確保が急務との判断から、本事業での建設計画地約4.8haに災害応急仮設住宅312戸を建設し入居していただいております。

しかし、現在、いまだ災害応急仮設住宅に入居されている被災者の方がいらっしゃる状況下で、入居期限についても当面1年間の期間延長が決定されております。

現在、これらの方々の住居の確保が最優先との考えで震災対応を行っており、議員の今回の質問の建設計画はいつごろ予定かについては、現時点では未定であります。

なお、本事業の必要性については、大規模災害に被災した経験から、今ま

で以上に重要度が高まり必要であると認識しておりますので、本事業の中止でなく継続で取り組むこととしております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）はっきりした回答ができなかったのはちょっと残念ですが、3月議会での一般会計補正予算において、公共施設整備基金積立金に1億100万円入金されています。

また今回、一般会計補正予算で、防災公園等整備事業費の体育館変更設計業務委託料として1,027万4,000円を予算化してあります。

このようなことで建設されるとは私も思っておりましたが、はっきりした表明がなかったものでお尋ねしたわけでございます。

この今度の予算の一部変更の委託料というのは、これ一部であるわけですよ。全部設計をやり直すということはないということですね。

じゃ、次の2問目にいきます。

○議長（宮田勝則君）はい。

○6番議員（上野正博君）次に、建設する場合、予算額はどのぐらい見ておられるのか。また、財源確保はどのようにされるのか。

従来の計画では27億円ぐらいだったかと思いますが、地震後は人手不足、資材の高騰、消費税アップを考えますと、かなりの金額になるかと思います。

熊本空港が九州の防災拠点となりました。空港周辺4カ町村で総合体育館がないのは本村と菊陽町です。しかし、菊陽町は建設が決定しました。空港からは本村が一番近いことで、特に重要性があるのではないのでしょうか。空港周辺4カ町村の自治体からおくれをとらないためにも、早い建設決断が必要だと思います。

また、この建設に当たって、防災面からの補助を得ることはできないでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）まず、予算でありますけれども、平成27年度に計画しておりました全体事業費は約27億円ほど見込んでおりましたが、今回の熊本地震を受けて、今後検討が必要な空調施設、飲料水の確保、防災公園としての機能の検討などもあり、また人件費や資材の価格の高騰の変動もあり、今回の補正予算でも計上しておりますとおり、変更設計の検討を行い、事業費の見直しを行いたいと考えております。

財源につきましても、先ほどの経緯の中で申しましたとおり、国・県の方々と相談しながら、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、施設整備の補助率2分の1を活用し、残りにつきましても、有利な起債を検討しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

先ほどお尋ねの決断でありますけれども、次期になるか、いつになるかは、

今のところ未確定ということでもあります。

しかし、集約をいたしますので、退去された後、そのまま土地を放置しておきますと雑草が生い茂りますので、今定例会の委託の補正予算を提案させていただいているとおりでございます。土地形状の変化により、再度、設計変更だけは計上させていただきたいというふうに思います。

この件に関しましては、住民の方々からも心配と期待の声を多く聞きますので、まずは、事業費が人件費、資材及び経費率の高騰とあわせ、測量と設計の変更で、当面、事業費の把握だけはするならばと思っております。その事業費が確定後、県、九地整、国へ正式に要望する予定でございます。

今後は、地震の経験を生かし、防災の拠点整備とあわせて、災害に対応できる整備を検討してまいります。

上野議員からも何回もこの体育館については質問がっております。本当に感謝を申し上げたいというふうに思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○6番議員（上野正博君）次に、運動公園及び総合体育館の規模と内容については、従来の計画でいかれるのか、それとも見直し点があるのか、お聞きします。

運動公園の面積は、西側に仮設が残りますので、狭くなるのはわかっておりますが、また体育館の規模や施設の内容についても新たに何か考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

私も体育館の質問では何回かしました。体育館内に健康器具を入れて、住民の健康促進にジムセンターをつくってほしいと。若者や学生のために、体力増強のために、またすばらしい選手が生まれるためにもジムをつくってほしいと、インストラクターを設置してジムをつくってほしいというような前回質問もいたしました。また村長、従来の構想と少し、こういうところを変えてみようかなというような考えはありますか。従来どおりですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）計画は今までのとおりということで、それに付随する施設、もちろん体育館をつくったならトレーニングルームあたりもつくるならばと。あとは、結局、今回の地震で水が不足しておりましたので、その水を補うためにはどうしたらいいかということで、常時飲料水タンクを据えるということをしておりましたけれども、40tということで、それを大きくするのか、あるいはボーリングをして、発電機を置いて、震災時はそれをくみ上げて村民の方々に水を配ることもできますので、そういったことをするのかといったことを、それぞれ今からの設計の中で検討していくならばと。

そして、先ほども言いましたように、空調施設とかをあわせて検討するならばと。それに幾らかかるか、村の財源も見えていかなくてはなりませんので、

前日も、エアコンの機械を買ってきて体育館に冷房をしたという経緯もございますので、そういったことも含めて、いろいろ今後、設計変更の中で検討していくならばというふうに思っております。

ただ、今、大きい声で言えないのは、やはり集約直後、7月にはもう入る部屋も全て今決定しております。その直後でありますので、体育館の話となれば、仮設住宅に入居されている方々、集約されて退去された方、いろんな方の住民感情もございます。今ここで大きい声で言えないのが、思いはありますけれども言えないところもございます。その辺を理解していただきたいというふうに思います。

今回の補正で1,000万円余り組ませていただきましたけれども、それにも我々はかなりの抵抗がございました。ただ、その予算額を決定しない限り、県、九地整、国交省に要望に行くのにも、それがわからないとなかなか要望しにくいということでもありますので、まずはその事業費を確定しようということで、今回補正を組ませていただきました。

総合体育館、今は防災の拠点整備という形で名前はそういった形でしておりますけれども、私も一応、政治家の末席に座っております。公約を掲げて行政を担当している以上は、この夢の実現に向けては全力で頑張っていきたいというふうに思っております。

私も常々、復興のあかしはこの防災公園が完成したときと言っておりますけれども、用地は確保しておりますので、事業を進めることだけはもちろん間違いはございません。しかしながら、莫大な財源を要しますので、交付金、補助金あるいは有利な起債等を活用して事業を進めたいというふうに考えております。いろんな方法がありますので、さらに検討を重ねてまいります。今しばらく静かに見守っていただきたいというふうに思います。

今回の地震が発生をいたしました。私はこういうふうに解釈しております。厄介事が一転して幸せの谷に転じるようにというふうな思いでおります。本当にこんな大きなピンチでもございました。このピンチをいかにチャンスに変えるか。今だからこそ地震関係の予算が何かないかということも考えながら進めていきたいと。まずは、先立つもの、それを確保しなければ事業が進められませんので、そこら辺もご理解していただきたいというふうに思います。

ただ、きょうは後ろのほうで傍聴の方々もおられますけれども、はい、しますよということじゃなくして、令和2年になれば、その方向性は見えてまいると思っておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野議員、追加質問とか、まとめとか。

○6番議員（上野正博君）まとめていきます。

○議長（宮田勝則君）じゃ、まとめてください。

○6番議員（上野正博君）今後、村の創造的震災復興が進んでいけば、また以前のような人口増加が期待できます。予算面もあるでしょうが、この際やっぱり体育館も、これは要望ですけれども、大きめの体育館を考えられてはいいでしょうか。これはあくまでも要望です。

ぜひ、村長には頑張って資金確保によろしくお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）今の要望について、少しでも意見を求めますか。

○6番議員（上野正博君）できればお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）規模は、今までのものもかなりの広さがございます。それなりの広さで、余りでか過ぎても、後の維持管理等もございますので。今回の地震、先ほどおっしゃったように、人口7,000人のうちの4,000名の方が避難された。公的な避難所には1,800人しか入れませんでした。残りの方は車中泊ということで、大変苦勞をなされたと思います。それぞれの小・中学校の体育館も利用させていただきましたけれども、そこは学校の学習の場のところの施設でもございます。できるならば、できるだけ、もしものときは、この総合体育館で避難をされるような大きさをつくるならばなというふうに思っております。

財源につきましても、今からもう委託を、今回予算を承認していただきましたならば、すぐさま測量設計、内容の変更等をやります。

今回1,000万円以上かかるというのは、今、資材の高騰とか人件費が高騰しております。そういったこともろもろも含めて、多分にもう1.3か1.4倍ぐらい当初よりかはなるだろうというふうなことも予想しておりますので、その予算額をまずはこちらが把握したいと。把握しなければ、国のほうに幾らかかるかわかりませんじゃお願いするわけにいきませんので、これぐらいわかりますので、これの2分の1は社交金と、残りを、まだ言うていいかわかりませんが国土強靱化対策事業債というものもございます。それがもし通れば、それが充当率の100%で交付税が50%ありますので、そうなれば4分の1の村の出費になるということになりますので、それが通ればの話です。これは今から交渉しなくちゃなりませんので、厳しいところもございます。それは、起債を求めるのは厳しいところもございますけれども、その辺あたりも強く国のほうにも要望していきたいなというふうに思います。

ほかの起債はなかなか難しいところもございますので、従来は、半分は村の負担という形で進めておったわけです。今だから、そういった起債の方法もありはしないかなというふうに思っておりますので、そういったことで進めていくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○6番議員（上野正博君）以上で終わります。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、2番議員、村上高志君、件数2件、発言

を許します。

(2番議員 村上高志君 登壇 質問)

○2番議員(村上高志君)おはようございます。2番議員、村上です。一般質問をさせていただきます。

県道28号線(主要地方道熊本～高森線)道路災害復旧工事について質問させていただきます。

熊本地震から3年が過ぎ、県道28号線の杉堂土林間がまだ通行どめでございます。河原地区にとっては、通院、通勤・通学、また買い物などに活用している主要道路でございます。大変な状況が続いております。また、河原地区で商売をされている方にとっては死活問題ともなっています。

以前、河津県議同伴のもと、河原地区4人の議員で現場説明会を受けました。なるべく地域の要望を聞くということでございました。現在の工事の進捗状況をお尋ねします。

○議長(宮田勝則君)村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君)村上議員にお答えいたします。

県道28号線、熊高線でありますけれども、道路災害復旧工事についてということでございます。

進捗状況ということでございますけれども、県道28号線でありますけれども、本当に主要道路ということで大事な道路でございます。

お尋ねの河原地区の土林から杉堂間におきましては、一種改良工事は終わったといえども、過去にも落石等があり、長期間通行どめがなされたり、大雨、継続雨量が200mm以上あれば危険があるということで通行どめとなったり、以前から問題の多い道路でもございます。

3年前の熊本地震において、のり面崩落等で通行ができなくなっております。西原村と益城町が寸断され、日常の生活道路であり、今おっしゃったとおり高校生の通学あるいは買い物へ行く場合の不便さや、まして緊急車両が迂回しなくちゃならないということでございます。1分1秒を争う緊急時に不便さを感じておられるのも事実でございます。

特に、河原地区の方々には、そういったことで、命の道路であるこの道路を一日も早く通行できるよう、悲痛な思いで待ち望んでおられることと思っております。

現在、村内で県道の復旧工事3カ所を施工中でありますけれども、大きい工事がありますけれども、大切畑ダムと布田地区の復旧工事は、ことしの秋あるいは来年の3月までには終わるというふうに聞いております。

一番難工事であるこのお尋ねの区間がありますけれども、今回の復旧工事が完成すれば、のり面崩落等で通行どめにならないように、より安全な道路になることを期待するものでございます。

お尋ねの工事の進捗状況につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、県道28号線熊本高森線の工事の進捗状況につきまして、所管であります熊本土木事務所のほうに問い合わせを行っておりますので、その内容をご説明いたします。

まず、平成30年1月に山側ののり面工事、同年12月に道路工事を始めております。現在、木山川沿いの道路擁壁、延長約70mの掘削や床掘り等の土工事をされており、年末までに擁壁の工事を終わり、その後、路盤や舗装、ガードレール等の附属工を行い、年度内、令和2年3月末の完了を目指していると伺っております。

次に、工事期間中の……はい。すみません、年内ではなく年末となります。擁壁の工事が終わるのが年内を予定しています。その後、令和2年3月末に道路の工事舗装が全て終わるということをお伺いしております。

○2番議員（村上高志君）はい、わかりました。

年内に路面ができるというような状況でございますが、工事の進捗状況次第では、片側通行また朝夕の時間帯の通行認可を村として県のほうに要望していただけないかと思っております。村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）担当のほうを含めて、担当レベルでもお話をしております。我々のほうもしておりますけれども、やはり、こういう状況を見ていただくとわかるように、難工事であるということでもありますので、今までも、先ほど言いましたように大雨が降れば通行どめになったりしますけれども、今回ののり面工事をやれば、そういったこともなくなるんじゃないかなというふうに思っております。一日も早く、河原地区ももちろんでありますけれども、我々も益城に行くにはあの道路が一番いいということで、我々も早く開通することを望んでおりますので、今後また県のほうにもそういったことで要望をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか、今の答弁で。

○2番議員（村上高志君）はい。

○議長（宮田勝則君）では、続けてください。

○2番議員（村上高志君）ありがとうございます。一日も早い復旧復興を願って、河原地区の皆様の生活が安定できますよう協力よろしくお願いたします。

次に……。

○議長（宮田勝則君）1番目の質疑はよろしいですか。じゃ2項目めに移ってください。

○2番議員（村上高志君）議長、すみません、もう一度戻ってよろしいでしょうか。

- 議長（宮田勝則君）戻るとは可能ですので、戻してください。
- 2番議員（村上高志君）すみません。課長の答弁、よろしくお願いします。
- 議長（宮田勝則君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）それでは、2番の質問に対してなんですけれども、工事の期間中の片側通行や時間規制通行につきましては、先ほど説明しましたとおり、木山川沿いの擁壁の掘削等の土を掘る工事を行っている最中でありまして、道路の形状が現在のところ全くないと伺っております。

したがって、車の通行ができないとのことでありまして、少なくとも、川沿いの擁壁及び路盤工が完了する1月末くらいまでは通行ができないと予測されます。

片側通行や時間規制通行等に関しましては、工事の進捗に大きくかかわる事案でもありますので、土木事務所の担当部署と常に連絡をとって、できるだけ早期に通行できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

- 議長（宮田勝則君）村上君、今の答弁でよろしいですか。

- 2番議員（村上高志君）はい。ありがとうございます。

河原地区の皆様も、一日も早い開通を望んでおられますので、どうか村としても、今後できるだけの協力をよろしくお願いいたします。1番目の質問を終わります。

- 議長（宮田勝則君）2件目に移ってください。

- 2番議員（村上高志君）続きまして、人材育成についてお尋ねします。

本村では、広く村民を対象に、「自ら考え自ら実践する地域づくり」をスローガンに、西原村ふるさと創生人材育成基金条例が制定されています。あらゆる職種、年齢の方々が、国内外で幅広い研修に参加され、活動や取り組みを学び、視野を広げられました。しかしながら、研修結果は報告書をもって終了となっているかと思えます。現在、基金残高が56万円です。この金額では足りないかと考えます。

今までの研修事例の一部紹介と、今後、西原村ふるさと創生人材育成基金をどのように考えておられるのか、村長にお尋ねします。

- 議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

- 村長（日置和彦君）人材育成ということで、今後、有効活用をどう考えるかということであると思えます。お答えをさせていただきます。

西原村ふるさと創生人材育成基金の経緯について若干お話をさせていただきます。

この基金は、平成元年度に、国の施策で、ふるさと創生事業として使い道については制限なく、各市町村が「自ら考え自ら行う地域づくり」を推進する事業として、地方公共団体に1億円を交付されたものでございます。その活用する事業等が決まるまで基金として積み立てられております。

当時の会議録を見ますと、その活用については、各区長さんを通じて住民アンケート等を取りまして、それらの要望を取りまとめ、議会の正副議長さん、常任委員長さん、各囑託さんなどに審議会の委員となってもらい検討され、老人の福祉センター、ふるさと太鼓、人材育成、温泉調査の4項目に絞られております。

今まで行われてきました事業の主なものとしたしましては、平成元年度に和太鼓を購入、平成2年度に温泉調査、それから平成4年、5年、7年、9年、15年度で、先ほど申されましたように海外研修の助成をしております。

その後、平成15年度からは、国は長期にわたる景気の低迷等のため、行政改革大綱により、市町村合併の推進や地方交付税の段階的見直しが行われ、本村でも周辺自治体との合併も視野に入れ、また地方交付税が減額される中、合併するにしろ、しないにしろ、住民一人一人が自立の心を持って地域を起こし、そして地域が自立し、それによって村が自立し、すばらしい村づくりを進めるために、地域づくり、人材育成、福祉の充実、産業の振興などを行うために、このふるさと創生人材育成基金を取り崩して、平成18年度までの4年間で約1億円を取り崩しております。そして、それを地域づくり補助金、特色ある学校づくり補助金などの分野にふるさと人材育成基金を充てております。先ほど申されましたように、今現在は56万3,000円の残高ということでございます。

現在は、地域づくり補助金または必要な学校関係予算、福祉の充実、産業の振興などの人材育成関係の予算につきましては、一般財源で予算立てを行っております。

ふるさと創生人材育成については、基金設置から30年ほどたっており、平成19年度から取り崩しを行っておらず、今後、どうするかは検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほども言いましたように、人材育成等で必要な予算については、財源の許す範囲内で一般会計予算に組み込んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○2番議員（村上高志君）私が、今調べた中では熊本市に熊本市制100周年記念人づくり基金という制度がございます。社会のさまざまな分野で、将来の熊本市のリーダーとしての役割を果たすことができる創造性豊かな人材を育てることを目的としておられます。環境、社会福祉や文化など、それぞれの目指す分野から社会に貢献しようという熱意にあふれる人を募集し、研修を受けるため必要な旅費などをこの基金から支援しておられます。この基金を活用された方たちは、研修後もいろんな分野で活躍されておられます。

そこで、本村でも、今ある基金残額全体を取り崩し、他の市町村の取り組みの事例等を参考に、新たな名目で人材育成のための基金を設置されたらと

考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）当時の我々のこの人材育成の基金は、先ほど言いましたように、平成15年からいろんな分野で利用させていただいております。

二、三紹介するならば、その基金の中から、高遊原地区街路灯設置工事とか、あるいは地域づくり補助金、これは500万円ですね、先ほどの街灯も500万円、あるいは構造改善センターの管理委託料、シルバー人材ですが、これ250万円とか、あとは先ほどありましたように、農業者の海外視察研修補助金250万円、あるいは特色ある学校づくり補助金に150万円とか、子ども会の補助金とか、青少年育成健全村民会議の補助金とか、これ全て今、一般会計から出しております。そのためにわざわざ基金をつくる必要は私はないんじゃないかなというふうに思います。

熊本市でされておるということでありますけれども、熊本市は熊本市なりの考えがあつてされておると思いますけれども、昔は基金が減ったらそれに積み増して1億円を拾っておったと。1億円は基金と。それで、昔は果実と申しますか、利回りがよろしゅうございましたので、その利回りでいろんなことをするならなということも頭の中にあつたんじゃないかなというふうに思っております。

今現在、私どものほうでは、これをどうするこうするじゃなくして、一般会計からやっておる。人材育成基金から出しておったのは、今は全てを一般会計が出しておりますので、その基金をつくって、そっちから出す必要もないんじゃないかなとも思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）今の答弁でよろございますか。大分すれ違ったような感覚がありましたので。

○2番議員（村上高志君）以前は、本村では、南阿蘇6カ町村の広域事業の一環として、青年から少年まで幅広く、人材育成を目的として国内外研修が実施されておりました。それが今ではなくなっております。何か子どもたちが村の将来の戦力になるために、そういう基金等はつくってもらえないかということですがけれども、村長、どうか検討のほうでもどうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）おっしゃるとおり、視野を広めるためにも海外に行くことも大事かなというふうに思います。

今まで行ったところを見ますと、オーストラリア、アメリカ西海岸が2回、ヨーロッパ、中国といったところに行っておられます。多分にも、ここにおられる議員さんの中にも行っておられる方がおられると思いますけれども、これだけの人数の方々が行っておられます。

やはり、この方々は大人ばかりであります。子どもにそういった夢を与えるのも一つの方法ではなかなというふうに思っておりますので。

よその町村では、例えば近場の韓国とか中国とか台湾とか行く人には、その町村が補助金を出して子どもたちをやるということもあっております。私も、子どもたちがそういった視野を広げるならば、それは別に反対するところはないので、それは今後検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○2番議員（村上高志君）ありがとうございます。前向きな検討で安心しました。

それでは、最後にまとめます。

○議長（宮田勝則君）まとめてください。

○2番議員（村上高志君）若者や子どもたちが広く見聞を深め、将来、本村の村づくりに大きな戦力になるために、人材育成に力を注いでいただけるよう、これからも村長並びに職員の皆さんにご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）受領番号3番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）おはようございます。9番議員、桂でございます。通告しておりました2件について、村長、教育長のほうにお聞きしたいと思います。

まず、最初に、大切畑ダム周辺の施設及び環境整備計画について、村長のほうにお聞きしたいと思います。

阿蘇熊本空港運営の民営化で2020年4月から開始されます。熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、国内線・国際線一体の新ターミナルが2022年度中には整備し、2023年度春に運用開始予定と現在進められております。民間のノウハウを生かして、さらなる路線の誘致や利用者のサービス向上ができ、国内外からの旅行客がふえることが期待されております。

阿蘇方面への観光ルートとして、県道28号線熊本高森線を多くの旅行客が利用するのではないかとと思います。

本村は、これまで阿蘇方面への観光の際、萌の里に立ち寄り、買い物をさせていただくことで収益を得られておりましたが、地震後の落ち込みからまだまだ回復には至っておりません。阿蘇方面を訪れる多くの観光客が、本村に立ち寄ってお金を落としてくれる場所として、県道28号線の沿線にある萌の里から大切畑ダム周辺の整備が必要ではないかとと思います。

大切畑ダムは、現在、災害復旧事業によりダム堤体が南側に、一昨日説明がありましたけれども237m移動する計画で進められております。旧堤体と新堤体間の埋立地及びダム周囲の整備をどのように進めていかれるのかとい

うことで今回質問します。

埋立地は、すり鉢状になるとの説明がありましたので、例えばスポーツ施設とすれば、陸上競技場にサッカー場を含めた感じで備えた公園を考えられるんじゃないかなと。また、俵山や新しくできるダムの景観を生かした観光スポットをつくり、国内外から訪れる観光客を呼びとめる場所にするなどのさまざまな考え方があってというふうに思います。

そこで、ダム周辺の整備について協議する場というのが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、協議会設置等も含めた考えを村長にお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）大切畑ダム周辺と埋立地の件であるかと思います。

今、質問いろいろ申されましたように、熊本空港も民営化ということで平成22年から、空港ビル自体はことしから三井不動産を中心とした会社に異動するというところでございます。

熊本空港も50年が経過して、当時5万人余りの客が今は300万人を超しておるといって、このビルの運営会社も、今後30年間で600万人にするという話も伺っております。その中でも、特に外国人を誘致するならということでもあります。

そういったことで、そうなればおのずと西原村にもいろんな方々が来られるだろうと。南阿蘇の玄関口でもありますので、そういったことを期待するところでございます。

計画中の大切畑ダムの概要につきましては、今、議員が申されましたように、本体を地震の断層から避けて、旧堤体から南のほうに約237mのところへ新しい堤体を移すというふうに伺っております。

既に、附帯工事として取水トンネル工事が完了し、本体工事の一部である仮排水トンネルの掘削も始まっており、堤体工事は年度内着工を目指して準備がされているところでございます。

お尋ねのダム堤体の埋立地及びダム周辺の整備についても、県と今後の利用について話し合いを始めているところでございます。県のほうからも何回か来られて、その中でそれをどうするかということで今後協議をしましょうということでも話されております。

南へ約237m移動した場合のダム堤体間の埋立地に関しては、約3haが平場でできるということでもあります。平場と申しましても、低いところの平場をつくるということでもあります。ダム施設の一部であり、使用に際してはある程度の制約があるとともに、管理所有者である県との協議が必要であると伺っております。

このため、先ほど申されましたように、陸上競技場やサッカー場、スポー

ツの施設を併用して、その中でも防災ヘリの発着場とかに利用できないか、できること、できないこと、何をどうつくるのか、いろんな角度から検討しているところでもございます。

県のほうがどこまでしてくれるのか、その後、村がするためにどうしなくちゃならないということもございますので、多少なりとも財源が伴いますので、慎重に進めながらまいります。

建物に関しては、埋立地でありますので、重い建物はできないというふうに思っております。倉庫ぐらいのものであれば置けるということではありますが、集客施設の恒久的な建物に関しては、建設はできないんじゃないかなというふうに思っております。それだけでいいですか。（「自然を生かした、観光」の声）

また、今、自然と申されましたように、袴野を通る県道の迂回道路とダムの間の土地につきましても、今、用地交渉の状況でありますけれども、今後、利活用できる有効な土地ができることが予測されますので、県や必要であれば地元区長を含めた検討委員会を設置し、今後の整備方法を検討していきたいというふうに思っております。しかしながら、こちらはお願いする側でございますので、何もかにもできるということではないかと思っておりますけれども、いずれにしましても県の所有でありますので、県と協議をする中で、村の意向を示してまいりたいというふうに考えております。

また、ダム建設は、本来、もともとの目的である農業施設への水を供給し、農業振興が目的であります。令和6年供用開始の計画でありますが、1年でも早く完成させ、農家の方が安心されますよう、県との協議をしてまいります。まずはそちらのほうが目的であります。農業関係の施設にありますので、そちらのほうを進めるならばと。

そして、ダム建設と同時に外周散策道路やスポーツ公園的なグラウンド整備を県にできる限りお願いし、支援をお願いするならばというふうに考えております。

完成するまで5カ年かかりますけれども、計画は今しなくちゃなりませんので、まずは県当局と検討を重ねていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、スポーツ施設を含め考えていくということですが、村としても、今回、観光協会も財団法人として立ち上げておられますので、そういう観光の面も考えて、そこらあたりを何とかできないかなということで、そういう方々との意見交換、協議をしてもらって、そこをどう生かしていくのかということも考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうにも思っておりますので、そういうところで、私が最後に書いておりました協議会というのは、そういう意味での協議会、協議する場が必要では

ないのかな、そこらあたりを考えてもらいたいなというふうに思います。村でやれといっても、なかなか行政だけでできる問題じゃないと思います。これは民間の人たちの考え方を取り入れて、今後の先の西原村の観光をどうここに生かしていくのかということも考えながらやればなというふうにも思っておりますので、そこらあたりも考えてもらいたいなというふうに思います。

次に、大切畑ダム周辺に位置する泉力の湯の跡地についてお聞きしたいというふうに思います。

俵山やダムを一望に見渡せる泉力の湯の跡地、このすばらしい景観を生かし創造的復興のシンボルとなるような開発ができないかなというふうにも思います。

西原村の自然を大切にしたい開発に民間のノウハウを生かして、誰もが一度は訪れてみたいと思うような場所にできないかな。国内外の観光客はもちろんのこと、近隣の市町村からの来客も増え、本村の観光の活性化にもつながるのではないかと思います。

熊本地震でかなり傷んでいると思いますが、解体も含め、跡地を今後どのように生かしていけるのか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）泉力の湯の跡地についての計画があるかということでございます。

ご質問の泉力の湯の跡地につきましては、平成27年度に競売により落札、購入をしております。

当該制度を含めた跡地利用の検討に関しましては、一般社団法人熊本県建築士事務所協会に既存建築物調査業務を依頼し、主に老朽化による構造上の問題として、耐震診断と補強方法を調査しております。当該調査の結果、木造建築物については建築基準法の耐震強度を満たしておらず、再利用に当たっては、耐震補強工事にあわせ内装及び外装の改修工事が必要であるとの結果報告がなされております。そのほか、浴槽等の腐食が著しいことから、再利用の場合は補強改修が必要な状態でありました。

建物調査結果の総合的な判断として、公共性のある建築物として再利用することは、耐震補強工事、改修工事に要する費用対効果の面からも、厳しいとの結果報告でございました。

議員ご質問の泉力の湯跡地について計画の有無でありますけれども、当該土地及び既存施設の活用については、既存施設については建築物調査の結果から、改修し再利用については困難であると考えております。

当該施設跡地の活用については、既設施設の解体や新たな公共施設等の建設等も含めた跡地の利用計画を検討する必要があると認識しておりますが、何せ現在、熊本地震からの復興事業に取り組んでいるため、跡地利用計画の

検討時期は今のところ未定ということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）ダム本体が令和5年に完成ということになっておりますが、あと4年ちょっとあるわけですから、この周辺の開発というのは、今後、西原村が今から先の観光を考えていくのであれば、ここをどうにか考えていかなくちゃならないんじゃないかなと。泉力の湯、これは村長も見られたと思いますが、上から見たらすごく眺めがいいんですね。ここを何とか、ここで何か金を、先ほど言われましたけれども、下のダムのほうに建物はできません。でも、上のほうにであれば建物を建てられるのかなというふうに思います。そういうところで考えていかないと、ここに本当に寄っていつて、金を落としてもらえそうな場所が全くないわけです。

今後、西原村の、今、観光協会が立ち上がってスタートしております。みんなで一丸となって頑張ろうと言っておりますので、そういう人たちと一緒にになって、やはり西原村の観光にもつなげられるような、その周辺の開発をやってもらいたいなど。

それと、大切畑ダムの奥のほうにまた公園ができるかもしれませんけれども、そちらと、風の里キャンプ場から、今度は向こうから子どもたちでも大人でも、そこを利用できるようにすれば、また違った活用ができるのではないかなというふうに思いますので、この周辺の今後の開発、これを十分考えていただければというふうに思いますが、その点、村長、もう一回お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の大切畑ダムの改修、そして、そのためのところの土地が空くということで、私も非常に興味を持って楽しみにしているところでもございます。この泉力の湯も、上ってみればダムが一望できるということで、資源を生かした観光開発として大いに期待できるんじゃないかなというふうに思います。あのような景観は近隣周辺にはないというふうに思っておる絶景じゃなかりょうかなというふうに思います。

将来を見越して、私どもの西原村をただ通過するんじゃなくして、西原村に行こうかと、きょうは西原村まで行こうとか、西原村は何があるから、そちらのほうにちょっとまた行こうとか、いろんなことについて西原村を訪れに来られる方を増やしていったらなというふうに思います。

熊本から近いところにこういった自然がある自治体はそうあるものではないので、夢はいろんな夢を持っておりますけれども、何せいましばらく待っていただきたいというふうに思います。

先ほどの質問にありましたように、ダム周辺施設整備、環境整備とあわせて、この泉力の湯の跡地のことも頭の中に置いて、夢の図面の中に入れていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）3回使いましたけれども、言い忘れたこと並びにもう一点とかありませんならまとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が言われましたように、夢のある村のあり方というのを考えて、実際いうとまだ時間はあります。時間がある中でどうやっていくのか、これはやはり本当に考えていかないと、西原村の将来を考えて今やっていくべきじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりを考えてやってもらいたいなというふうに思います。もう一回お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ダムの際は、もう以前から県と話をしているところでございます。県にどこまでしていただけるのか、ここまではお願いして、ここまでは造っていただきたいと、余り無理なことは申されませんが、これぐらいだったら県もしてくれるだろうと、少し無理を言うてしていただくならばというふうに思っております。なかなか財源が厳しいときでもございまして、我々ができるところは我々がする、要するに自助ですね、県ができないところは我々がするということでありましてけれども、この際、できる限り県のほうにお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）終わりましたら次に移ってください。

○9番議員（桂 悦朗君）一応、今、村長が言われましたように、やっぱり県に期待して、県がどこまでやってくれるかというのは、私たちも埋立地が1m上がれば、その分かかなりの広さにまたなると思いますので、そこらあたりも話をしながら、うまく利用できるように話を進めていただきたいと、県のほうもそれをお願いしたいというふうに思います。県のほうによろしく願います。

それでは、2番目の児童虐待対応について、教育長のほうにお聞きしたいと思います。

本年1月に、千葉県で親から虐待を受け、児童が死亡した事件がありました。児童は、頻繁に親から虐待されていることを学校で行われたアンケート調査に書いておりました。学校、教育委員会、それと児童相談所が連携し、情報の保護をきちんとしておれば、この事件はなかったのではないかなというふうにも言われております。

この事件を受けて、厚生労働省、文部科学省は、児童虐待の安全確認で、児童相談所が在宅指導をしている約3万8,000人のうち144人を一時保護しております。しかし、26人を児童養護施設などに入所させ、計170人を親と引き離す措置をとっております。

私を書いておったんですが、実際、相談所が現在、在宅指導しているのは3万8,000人ですけども、今、学校等を欠席し続けている児童というのは18万7,000人という調査結果が出ております。そのうち1万2,500人が虐待の

可能性があると、これは否定できないという報告もされております。

それを考えると、今後、そういうことに対しての対応というのは、やはり教育委員会としてもやっていかないかなのかな、村としてもやっていかないかなのかなというふうに思います。

また、昨年1年間に全国の警察が摘発した児童虐待事件は1,380件で、被害に遭った18歳未満の子どもは1,394人で、ともに過去最多となったということも報告されている。うち36人が亡くなっている。警察が一時的に保護したのが4,571人に上ったと警察庁が発表しております。事件として親や養親らを摘発した件数の8割が身体への虐待で、傷害や暴行を疑われるのが大半だったというふうにも報告があっております。

警視庁は、事件がふえた理由として、社会の関心が高まり、情報提供が増える中で、徹底した調査を進めてきたからということを出されております。

今回、国会でも児童虐待の防止強化に向け、体罰禁止を明記した児童福祉法等改正案の6月中の成立を目指しているところでもございます。

県下でも、児童相談所が在宅指導しているのは1,127人とありましたが、これは相談また通報された人数であって、表に出ていないいじめや虐待に遭っている子どもたちというのは、もっともっと多くいるとも思います。

そこで、児童虐待問題に関して、どのように啓発及び広報活動を行っておられるのか、また、虐待防止対策としてどのように対策をとっておられるのか、教育長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）失礼します。

日ごろから、桂議員におかれましては、本村学校教育へのご理解とご支援をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、桂議員が心配されていると思われまはすのは、私たちが実は見えていないところ、つまり学校や通所施設以外のところでのことが恐らく大きいのではないかと思います。私たちの目の届くところでのお話で、まずさせていただいていいでしょうか。話が長くなりますので、要点だけ、まず4点整理させていただきます。

1点目が実態把握でございます。先ほど来、かなり詳しい実態が述べられましたが、私たちが、まずどのような実態が村の中であるのかというのを、実態把握をしたいと思います。

2点目、連携についてです。特に学校との連携、あるいは先ほどありましたが児童福祉施設、相談所等との施設等との連携。

3点目が、行政としての対応。この場合ですと、千葉県野田市の場合には、保護者の恫喝に屈したというところもございました。ですから、そういった行政としての対応。

4点目が、子どもにとっても、そして対応する教師にとっても楽しい、そして充実した学校づくりを進めると。

その4点について説明させていただきたいと思います。

お話にもありましたが、2019年1月、千葉県野田市で小学4年生の女子児童が、あろうことか、父親から冷水を浴びせられて死亡するという事件が起きました。恐らく皆さん方、耳を疑ったのではないかと思います。詳しく調べていきますと、13時間にもわたって暴行が続けられたという日もあったというふうにも聞いています。

実は、この事件を契機に、先ほど来お話がありました、学校関係も大きく揺れました。今年度、厚生労働省と文部科学省が、ご指摘のように、緊急合同調査を行ったぐらいなんです。その結果、桂議員がお示しになりましたように、教師が面接をして判断した子、つまり教師が会えた子どもたちが2,656人で、でも、それ以外に虐待のおそれがあるという子どもたちが約1万人、9,889人、これで合計が桂議員がお示しになりました1万2,545人ということで、相当な数ですよ。ただ、これが表に出た数だというふうに私どもは理解しております。

これだけの子どもたちが虐待のリスクにさらされているというふうに判断しているわけですが、本村でも学校を対象に緊急の調査をいたしました。

虐待という言葉については、非常に注意を要しますけれども、学校の先生方に、千葉県野田市のような事例は起こり得ないかもしれませんけれども、可能性のある子どもたちについて調べてほしいというふうに連絡をいたしました。その結果、報告は4月でございましたが、4月段階で0でございました。昨日校長会を開きましたが、きのうの報告でも0でございます。

ただ、このことに対して毎月調べている不登校児童・生徒の動静が気になります。その傾向にある子どもについても実数を調べました。制度上、長い間休む長欠というのは、実は年間30日以上というふうになっているんです。だから1カ月で調べているということは、4月段階では出ないんですよ。だから4月はありませんでした。

ところが、5月、今回調べますと、30日以上欠席というのは4月段階では0でしたが、30日に非常に近い子どもたちがいます。

山西小学校——これは気になる児童というふうに表現させてください——気になる児童が2名います。学年については省かせていただいてもいいでしょうか。この子どもたちは、集団でやる行動に対してはできました。しかし、今学校に来られていない状況が続いています。ただ、この子たちについてはスクールカウンセラーがついて、保護者と相談しているところです。ただ安心はしていません。

次に、河原小学校です。これも2名います。1名は、2年生の途中から不

登校になりまして、現在フリースクールに行っています。フリースクールに行っていると言いましたが、希望をしました、正しくは希望をしました。でもフリースクールにはなかなか行けないと。ただ救いは、この子らにとって、村が主催しています学びの教室、そこに2名とも話がつきまして、1名は既に来ています、週3回。あとの子どもも保護者の了解を得て来るというふうになっています。ですから、保護者との連携もとれています。学校との連携もとっていますが、子どもにまだ、その学校に向かうという力が出ていないという状況でございます。

次に中学校です。中学校2名です。1名は小学校段階から続いています、この子については小学校の高学年から、昼休みとか放課後に来られるようになっておりましたので、今、中学校でも昼休みや放課後を利用して来られるようになっていきます。ただ、この子にとって保護者が心配しています。というのは、将来、この子が希望するところに、今の状況で行けるかどうかというのを教育委員会の職員と学校と保護者で話し合いまして、村の学びの教室のほうに希望するというふうなことができるようになりました。

残りの子どもも、実はフリースクールを希望しておったんです、それ行けないということで。その子については、幸いなことに体育大会を契機に学校に行けるといふような状況が続いているというところでございます。

ですから、要は保護者と連携がとれていなくて、わからないという子どもについてはいません。けれども、子どもたちの欠席が続いているというふうな状況はございます。ですから、先生方等と連携しながら、保護者等とも連携しながら見守っていきたいと思います。そして、村の適応指導教室、学びの教室を十分活用できるようにしていきたいと思います。

といいますのは、昨年もしましたが、村の5名の子どもたちが来ておりましたが、適応指導教室のうち1名はまだ中学校にいますが、中学校に4月からずっと通えていますし、高校に行った子どもたちも今行っています、通えています。ですから、それなりの効果があるというふうに思っています。

なぜ、このような不登校の子どもたちを気にしているかというのは、ご案内のように、野田市の場合には、保護者が行かせなかったということもありますが、不登校でした。不登校の子どもたちに、学校も教育委員会もなかなか手が出なかったというのが実態であったというふうに聞いています。ですから、こういった子どもたちに対しては、いろんな情報が、いろんな組織にあると思っています。ですから、組織との連携というのは、そういう意味で必要であるというふうに考えています。

次に、昨日の報道でも、熊本県下で1,532件と、児童だけで、非常に増えている。これまで統計開始して以来最高の数字になったというふうにも聞いています。ですから、私たちの身の回りに起きていないとは限らないというふうな懐疑的な目も必要ではないかというふうに思っています。

幸い、今のところありませんけれども、この場で言っていないかわかりませんが、昨年度、非常に危惧した子どももいました。転校してきまして、短期間でまた転校していくというような保護者もございました。その子については、前の情報を十分に把握しながら学校と連携していたという、そのことをやっぱり必要になったというふうな経験がございますので、教育委員会だけに限らず、庁内のいろんな各課との連携も必要になっているというふうに考えています。長くなりますけれども、続けていいですか。ここら辺で一応区切りしましょうか。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、教育長から答弁がありまして、本村では、学校と教育委員会、また保護者との連携をとって、そういう調査をして、ないということで言われておりますので、私たちからするとほっとしたところがありますが、今後、またどこでどう変わるかわかりませんし、そういうところもまた気をつけてほしいなというふうに思います。その点はよろしくお願いしておきます。

次に、障害者また高齢者虐待の対応をどうしていますかということで村長にちょっとお聞きしたいと思います。

高齢化が進み、被介護者の人数が増えるとともに、障害者や高齢者虐待問題が深刻化しております。しかも自宅や施設、病院など場所を問わず、さまざまな現場で起きている状況でもあります。

高齢者虐待が起こる背景として、高齢者の認知症が進行し問題行動が増えるとか、寝たきりなどで介護の負担が重くなるといったことで、介護者が心身ともに疲労し、追い詰められたり、気がつかないうちに不適切な介護が行われたりしている、これが一つの虐待の要因とも言われております。

また、虐待を早期発見するためには、地域の方や高齢者福祉に携わる方が高齢者世帯の見守りを行う中で虐待の兆候に気づき、対応につながる事が大切ではないかなというふうに思います。

村として、障害者及び高齢者への虐待防止について、どのように対応しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）障害者・高齢者の虐待防止について、どのように対応していくかというふうなお尋ねであるかと思えます。

障害者・高齢者に対する虐待も後を絶たない事件が多く発生をしております。家庭内での虐待や、あるいは施設内での暴力・虐待、内容も身体的、精神的等々ございます。

つい先日、子どもからといますか、50歳ぐらいになる、要するに5080の関係でありますけれども、虐待を受けて耐え切れず、子どもの言動で重大

な事件を心配し、命を奪うという事件が発生しております。これも親子だからこそゆえに、将来を悲観した事件であったというふうに思います。家庭内での虐待は、他人には知り得ないことが多くございます。

障害者・高齢者の虐待防止については、直接関係しております担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）桂議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私も、毎日、報道関係、やっぱり虐待のことが載ってきますので、本当に心が痛む思いでございます。

虐待の種類としましては、ご存じと思いますが、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放任・放棄まあいわゆるネグレクトですね、経済的虐待の5つがあると考えております。また、その状況の深さから、緊急事態、要介入、要見守り・支援の3つのレベルに分けて考えることができると考えております。

ただ、適切な対応を行うためにも、種類の程度の視点から虐待の状況を正確に把握する必要が一番だろうと考えております。

桂議員が言われるとおり、介護の負担で自分的には虐待をやっていないつもりでも、必然的に虐待をやっているという状況、気づかずに虐待をやっていく状況がやはり見受けられます。

村としても、そういう方につきまして、在宅介護の介護者の負担の軽減のためにも、社協に委託事業であります、在宅介護者の会を実施し、介護者のストレス解消及び悩みの相談等を実施しているところでございます。

先ほど、児童ということがありましたが、ちょっと幼児についても述べさせていただきますと、幼児・乳幼児につきましては、生後2カ月の赤ちゃんに対しまして、保健師による全戸訪問を実施させていただいております。また、健診等を通して、幼児については保健師が状況を必ず把握するというところで、今、幼児の対応をさせていただいているところでございます。

現在としましては、高齢者・障害者につきましての相談窓口としましては地域包括支援センターが相談窓口として、やはり村民の方は一番信頼して相談をされている状況でございます。しかしながら、先ほどから申しておりますとおり、適切な対応を行うためにも、やはりその分の体制強化づくり、各機関との連携が必要だと考えております。

今回、その意味で、7月に各施設の施設長会議を予定しております。いわゆる施設での虐待等も見受けられましたが、当村にはございませんが、その状況把握や各施設の虐待対応についても検証させていただきたいと思っております。

また、村の高齢者のいろんな場所に、災害時とか、虐待の避難場所としても、各施設のほうにお願いするつもりでございます。

各施設には、介護施設でございますが、ケアマネジャー等がいらっしゃる

ます。その方が実際家庭内に入っているいろんなサービス提供なり、いろんな支援をされておりますので、そのあたりの状況の推進を図ることが一番大事だろうと思っております。やはり各施設、社協を含めまして、高齢者と対応する方の情報提供というのがやはり一番大事だろうと考えておりますので、そのあたりの情報提供を把握する上でも、施設の会議を実施したいというふうに思っております。

ただ、先ほどから言われますとおり、一番大事なのはやっぱり地域での見守り、それが一番だろうということで考えております。

今、スーパーサロン等を実施しておりますが、参加される高齢者につきましては十分な把握ができておりますが、先ほどからありますやっぱりなかなか参加されない方、そういう方を今後どういった把握をしていくかも、その会議の中で検討しながらやっていこうと思っております。

また、介護サポーター養成講座を昨年から実施させていただいておりますが、その方にもいろんな分の情報提供をいただきながら、啓発を含めまして、いろんな形でやっていこうというふうに今考えております。

やはり、スーパーサロン等の高齢者の集いの場、そういう場を推進しながら、虐待防止に努めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、課長からも答弁がありましたけれども、何で虐待されているのかといいますと、施設等においては人手不足、これによって人員の配置とか、そういうものでやはり多忙なため、職員のストレスがたまり、また感情コントロールの問題などでそういう虐待が起きているというのが施設等での問題というふうになっております。

また、在宅介護の場合は、今、老老介護、各家庭、核家族になっていきますので、高齢者同士が介護し合うという形になっているところも多うございます。また、高齢者のひとり住まいもありますので、そういうので、今度は子どもたちが来て介護疲れする、日ごろから一緒に生活していなければ、やはりなかなか目の届かない点もあるのじゃないかなと思います。それが、高齢者が虐待にとるんじゃないかなというものが一つの理由ではないだろうかというふうに思っております。

こういうことを考えますと、本村においては、先ほど課長が言われましたように、いろいろ努力し対応しておりますので、高齢者が安心して暮らすためには、高齢者虐待に限らず、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯、また家族の中で認知症の症状が出て対応に困っておられる方などがおられたら、深刻になる前に、速やかに市町村や包括センターのほうに情報をいただけるような広報の活動もやってもらいたいなというふうに思います。それについて、住民課長。最後です。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今、桂議員からのアドバイスというかご意見いただきましてありがとうございます。やはりなかなか難しい問題だろうと思います。ただ、先ほどから、やはりこういうのを包括に言ったら、言いたくても言えないという人は必ずいると思います。そういう啓発を今後進めていきまして、やはり早く、早期発見ではございませんが、やっぱり早く対応することが一番だろうというふうに考えておりますので、今後、そういった形で広報等を含めまして、啓発のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○9番議員（桂 悦朗君）最後にまとめます。

○議長（宮田勝則君）もうまとめで結構ですか。

○9番議員（桂 悦朗君）はい。

○議長（宮田勝則君）じゃ、まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今いろいろと質問し答弁もいただきましたけれども、本村でそういうことがないように、先ほどの児童でも一緒です。障害者・高齢者に対しても、やはり温かい目で皆さん方が見てもらう。そして、地域がそういうものに対してやはり目を配ってもらえれば、西原村にとってそういうものはないのかなというふうに思いますので、高齢者、私たちもあと10年、15年したら高齢者としてなるわけですから、そのときに一番心配するのは、介護施設等が、要するに人手不足になったときにどうなのかな、もう私たちが入れるところがないんじゃないかなというふうな心配もしています。だから、そういう面を考えて、やはり施設とそういうところとの連携をとりながら、きちんとした形をとってもらいたい。そして、人手不足にならないように早目に早目に、やはりそういうものを対応してもらいたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時35分）

（午前11時37分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの一般質問についての補足部分の説明を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（竹下良一君）補足をいたします。

先ほど来、藤吉課長からも、そして桂議員さんからもお話がありましたが、連携という意味です。連携というのはどういうことかといいますと、それはある意味、社会の感度、感性を上げるということだろうと思います。

何のために連携するのかということ、それは、いじめや虐待を許さないとい

う感性・感度というのを高めなければ、これはいつまでたってもなくならないというふうに思っています。これは、体や命が安心・安全でない、暴力の心配がある地域や環境で育ったり、健康面で心配な地域で育ったりした子どもたちは、将来、心や健康面でリスクを負う可能性が非常に高いというふうなことがアメリカの研究で言われています。ですから、私たちの感性というのは、そういう意味で、子どもたちを育てる環境でこそ大事にしていきたいというふうに思っています。

それで、恐らく桂議員がお聞きになりたかったのは、保護者に対して、今後どういふふうな対応をとっていかなければならないのかということだろうと思います。

実は、平成31年4月1日から東京都は思い切ったことをやりました。東京都子供への虐待の防止等に関する条例というのを制定しまして、保護者による体罰の禁止や警察・子ども家庭支援センターとの連携というものをうたっています。このことも将来的に考えていかなければならないような状況になるのか、それは、今後の私たちの活動によると思います。こういうふうなものをわざわざ設置しなくてもよいような活動を、いわゆる社会の感度を上げるという活動に取り組んでいきたいと思えます。以上、終わります。

○9番議員（桂 悦朗君）ありがとうございます。じゃ、終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時40分）

（午後 0時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

午後より、上野正博君の欠席届が出ましたので、許可しております。皆様方にご報告いたします。

受領番号4番、5番議員、西口義充君、件数1件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。

通告どおり、1問質問をさせていただきます。

障害学童療育について、村としての取組み・必要性は感じているのかについて質問させていただきます。

療育とは、発達障害などさまざまな障害を持つお子さんに、その特性による生きにくさを改善し、社会自立やより制約の少ない生活ができるよう、医療や専門的な教育機関と連携して必要なトレーニングを施していくことをいいます。

発達障害の子どもたちは、脳の発達の仕方が定型発達の子どもたちと少し異なりますが病気ではありません。適切な支援や教育を受けることで、社会生活に適応しやすくなっていきます。療育とは、医療と保育と教育の両方の

観点から、食事や着がえ、トイレなどの生活スキル、運動、認知、言語等について働きかけていきます。身近な人や周囲の者とのかかわりを深め、興味、関心の対象を広げ始める幼児期など、できるだけ早くに療育を始めることで、その後の社会適応が高まると言われております。また、専門家の指導に基づいた家庭での日々の療育が大切です。

発達障害や自閉症の小・中学生のサポート、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害といった特別な配慮が必要な子どもたちの割合は、公立の小・中学校においては6.5%と言われています。西原村の両小学校、中学校の生徒の7%の児童が何かしらの療育支援が必要と考えられています。

現在、支援を必要とする子どもたちは、南阿蘇白水にある施設、あそびいに放課後に通っています。施設への足は施設よりの送迎で行われていますが、往復にはかなりの時間がかかることで利用者の負担もかなりかかっていると思われています。

昨年、議員視察で白水にある施設を訪問させていただきました。担当職員の方の内容説明を受け、児童に合った教育の場所づくりが行われている各教室を見学させていただきましたが、一人一人の子どもに合った療育が本当にできているのかと考えています。専門の先生方がいるとはいえ、西原村の各学校から往復送迎で、施設にいる時間は1時間はないのではないかとされています。

先日、関係者の方のお話を聞く中で、各学校へ迎えに行かれますけれども、各学校での授業が終わる時間帯が違いますので、施設に入る時間が大分おくられてくるということで、子どもたちの障害内容もまた各自違うと思いますので、送迎途中で子どもたちの殴り合いのケンカがありますということで報告を受けました。この子どもたちは障害を持っておりますので、自分で気持ちを抑えることができないということで、ケンカになって相手がけがをしても止めることをしないというようなことで、送迎される方も大変だということをお話いただきました。

また、そういうことで、施設に着く時間帯もおくれます。そして退所は5時までにはしなくちゃならないということで、本当に施設にいる時間は1時間は多分ないでしょうというようなことでございました。5時に退所して運転手の方が各家庭に送りますけれども、やはり時間というものが過ぎるのが早ようございます。

そこで、西原村にこういう施設があったら、そういう問題も起きなくなるんじゃないかなという思いがありますけれども、村としての村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）障害のある児童の療育についてということで、村として取り組みや必要性は感じているか、教育施設建設の計画はあるのかというお尋ねであるかと思えます。それぞれ、担当課長、教育長が答える前に、私のほうから若干お話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、療育とはどういうことかということで、少しだけ話をさせていただきます。一般的には療育は、障害のある子どもが社会的に自立できるよう取り組む治療と教育のことであるというふうに言われております。

もう少し詳しく説明しますと、基本的には18歳以下で身体障害、知的障害、精神障害、これには発達障害も含まれますけれども、この3つの障害のいずれかに該当する障害のある児童・生徒が療育の対象になります。この子どもたちがスムーズに社会的に自立するためには、早期発見が重要になります。現在では、子どもの育ちの早い段階で治療と教育を行うことで、適応障害のない状態で成長することが可能になると言われております。

以上のように、療育とは子どもの成長の早い段階で生活への不自由をなくすよう、専門的な教育支援プログラムにのっとり、子どもの発達を促し、将来的に自立して生活ができるように支援する取り組みのことです。

さらに具体的に申しますと、障害のある子どもの保護者は、健常者と言われる子どもよりも子育ての面で負担が強いられます。例えば、落ちつきがない、一つのことに強くこだわる、親の思いが届きにくい等の行動——特性といえますけれども——があります。そのことを、我が子に社会に出るまで自分の特性として学ばせ、社会的に自立できるようにしていく。場合によっては治療する必要があります。しかも、周りの理解や協力を得ながらです。この手伝いをするのが療育だと言えます。

特別支援学級では、それらのことを意識しながら、一人一人に合ったソーシャルスキルトレーニング等を取り入れたりするために少人数で学習をしていますが、家庭生活全般のトレーニングまではできないのが現実であります。そこで療育は、就学前から子どものつまずきに合った指導をトレーニングとして行ったり、自分でその課題を克服するためのスキルを身につけたりすることを学ぶ場所です。現在、療育を使用している村の子どもは全て、村外、大部分は南阿蘇村のあそびいという療育施設に通っているところでございます。

この後の内容につきましては、担当課長、教育長からご説明いたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま村長から療育について、そして実態についてある程度お話をさせていただきましたが、現在、本村の小・中学校ではインクルーシブ教育という

ものに取り組んでいます。これは障害のある子もない子と一緒に学ぶという姿勢です。これは平成25年に制定されました障害者差別解消法にのっとり取り組みだとも言えます。阿蘇郡内では比較的先進的な取り組みではないかと思っています。

ところがこれは、ご案内のように学校内での取り組みでございます。ところが、村長から話がありましたように、子どもたちは生活の多くの場面で不自由さを感じています。そこを解消するための組織が、療育というものでございますので、その療育が議員が申されますように望まれているところです。

結論から申しますと、保護者からも要望がございますので、私は必要性を感じています。ただ、療育に通う場合、皆さん方がおっしゃるように子どもたちが車で行く、そして帰るといふうなものが強いられます。そうすると、車になれていない子どももいますし、時間がかかる場合、途中でケンカが起これるというようなこともありました。子どもたちはなかなか自分のトレーニングを受けるまでの時間があったくないわけですから、できるだけ近いところというのは望ましいと思います。そうは思っています。

そこで昨年度、私は教育長になってから、何人かの保護者から村に造っていただけないかというふうな要望がございました。要望はわかりました。これはただ、人間も必要でございます、人員もですね。それから場所も必要でございます。ですから、教育委員会だけで片づくというような問題でもございません。ですから今、もちろん住民福祉課もそうですし、社会福祉協議会とも相談し、もちろん村長とも相談しながら、どのような方向で進めていくかというふうなことを今、検討しているところでございます。

申請書類等も早目早目の提出が強いられますし、そこに今、申請書類の中には人数の問題もありますし、1人について何名必要だというふうな規定もございますので、場所の確保も必要になってきます。ですから、そういったことも含めて、現在、検討はさせていただいているところでございますでしょうか。お世話になります。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

教育長からのお答えのとおりでございますが、現在、私は教育長のほうと色々なお話をさせていただいております。やはりその中に、実際、施設整備あたり、今、教育長が言われましたとおり、子どもたちの数に対して施設の広さ、また指導員の人間の確保、色々な面で今後検討していくことが必要だろうと思っております。

やはりどうしても、施設を立ち上げる、また色々な分で人員を確保するというのは、ある程度の時間と計画が必要になってくると思います。その中でやはり、必要性に対しましては西口議員が言われたとおり、やはり西原村に施設があったほうが目が行き届いて、そういう療育の時間も多くとれると

いうことはわかっております。

その中で、先ほどから申したとおり、いろんな協議を今から進めていくという状況でございますので、いろんな専門機関のご意見を伺いながら、教育委員会、社協、保育園あたりを踏まえまして、今後とも進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）この療育という言葉、ちょっと昨年初めて聞きまして、教育長とお話を1回した覚えがあります。療育には相当の人員が必要でございます。医師関係、協力医も要りますし、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語療法士、臨床心理士、児童指導員、社会福祉士、保健師、看護師、指導員、これは運転手ですけれども、それに教諭、介護福祉士など、相当な人を集めなくてはいけないということで、簡単にこれがすぐできるというふうには思っておりません。この質問をすることで、西原村で一つでも前に進むような体制を整えていただくためにも、この質問は必要じゃなかったかと思ってこの場に立っております。

しばらくの間はあそびいさんか、別ないろんな施設もありますので、各保護者のほうで行かれると思っておりますけれども、やはり子どもたちも相当、送迎等に時間がかかりますし、先ほど申しましたとおり、子ども一人一人の個性が普通の方と違いますので、自分の手かげんというのは本当に自分ではわからないで人を傷つけてしまう。それが非常に悲しくなっております。そういう子どもたちを少しでも和らげるためには、村で本格的にそういう事業に取り組んでいただいて、その子どもたちが大きくなったときに、本当に落ちついた生活ができるようにお手伝いをできるならばというふうに思っております。

今、教育長のほうで、社協さんと行政と住民福祉課と話し合いながら進めているというお話でございますので、本当に前に一歩進んだかなという思いでございます。しかし、話が進むのはいいんですけれども、実現に向けてこれをいつまでに目標を持ってできるのかというようなことを、ある程度目標を決めていただいてやっていかなければ時間はたつばかりで、子どもたちの支援はできません。

そこで、教育長、村長でもいいんですけれども、目標というのは一応お持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）日ごろから子どもたちのことをご理解いただきまして、ありがとうございます。教育にとって何が重要かというのは、さまざまな条件が必要です。ご案内のように、昨年度は救急でございましたが、学校内にエアコンを取りつけていただきました。まだまだ本村には必要なものがあります。中学校でありますと、給食の設備であるとか、今またプールも傷んで

きております。そういったふうに、物を造るといふときには準備もございませし、段階もございませ。ですから、ある程度の目標を立てていきたいと思ひます。

ただ、それが何年度までに造るといふふうなことは、ここでは明言はできませんし、私がまだ言ふべき問題でもないと思ひますが、できるだけ早急に取り組めるように、いろいろな方々と相談をして進めていくということだけはお約束していきたくと思ひます。それで、ご容赦願ひます。

○5番議員（西口義充君）それはわかっているんですけども、やはり準備段階でいろいろな知識の方も必要と思ひます。行政と社協と、それにほかに専門的な職を持った指導者もおられますので、そこら辺の委員会の立ち上げは考へておられますか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。

現在、委員会に似たものといひますか、まず、役場の中で協力をしているのが住民福祉課、そして教育委員会、そして社会福祉協議会というようなところ。そこに実は、経験のある保護者も入っていただいております。それが第一歩というふうに考へています。以上です。

○5番議員（西口義充君）これ以上、前へ進まないかなと思ひますけれども、やはりこういう立ち上げをする場合に、保護者の方の意見が一番大事かなと思ひます。そういう方も立ち上げる前に呼びかけをして、専門的な話を聞いていただけて準備をしていただくなればと思ひております。

村も本当に事業が余りにも多くございませ。予算もございませし、何に手をつけていいの、準備が必要と思ひますけれども、やはりこういう子どもたちが今から減りはしないだろうと思ひます。増えることで家庭的な負担もございませし、やはり地域の方も協力をお願いせなかん部分もあると思ひますので、そういう方面で地域の老人会、そういう子どもたちという、ほかの一般的な児童たちもおりますけれども、事件があつては困りますので、いろいろな見守り等も必要となつてきますので、地域との連携等も教育委員会のほうで考へていただけて、頑張つていただくなればと思ひております。

村としての方向性が、何年先になるかわかりませけれども、まずこの質問をすることで一歩前に進んでいただけるといふ思ひでございませけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどから、西口議員がそういった子どもに対して熱心であるといふことは十分に理解をしたところでございませ。療育に通えば、先ほども申されましたように、学校が終わってから通うということでありませ。しかも今、南阿蘇村まで行っているといふことで、多くの時間もかかります。といふことは、療育の時間が短くなるといふことでありませ。また、

そこに行く子どもたちが多くなれば多くなるほど、そのあそびいは十分なサービスが受けられるのか、またそれも心配でございます。村につくった場合もまさしくそのとおりで、これにはかなりの療育を指導する方が必要でございます。大概マンツーマンという形でやっております。

今後、先ほど教育長が申しましたように、保護者等の話を聞いたり、いろんな意見を聞いて、住民福祉課あるいは社会福祉協議会、教育委員会と協議しながら、施設の設置について、その必要性は十分に理解しているところでございますけれども、設置についてのまず可能性から検討していきたいというふうに思っております。それが可能なのか可能でないのか、先ほど教育長の話にもありましたように、いろんな施設も今から造っていかなくてはならないということで、特に給食室は保健所からちょっとと言われておりますので、そういったところも造っていかなければならないということで、それにもかなりのお金がかかります。教育関係は補助率が安うございますので、村の持ち出しがかなり増えるということで、いろんなこともやっていかなくちやなりませんので、総体的に考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

- 5番議員（西口義充君）村長の答弁を聞いてちょっと安心しましたけれども、前回、あそびいを視察いたしましたときに、今の場所が変更になるというようなお話を伺っております。

そこで、住民福祉課のほうではそこら辺のお話はあっておりますか。移動の場合、どちら辺に移動するのか、わかれば教えていただきたい。

- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

- 住民福祉課長（藤吉昌也君）まことに申しわけございませんが、そこまでちょっと把握している状況ではございません。

- 5番議員（西口義充君）はい、わかりました。わかれば早目にお教えいただいて、今、大津方面で通り道に障害児の放課後のデイサービスとか近くに来ておるようでございますので、保護者の方で送り迎えができる方であれば、多分、余りにも遠いと、あそこになるのかなと思う旨がありますけれども、何しろ何をするにしてもこの施設、職員が余りにも多くかかります。本当に西原村独自でできるのかなという私も思いがあります。ちょっと難しいのかなというような思いもありますし、ほかの施設にお願いしてこのままいくのかなという、ちょっと半々なんですけれども、やはりできれば西原村でやっていただきたいという思いが強うございます。

そういうことで、前向きに検討して頑張ってくださいたいと思います。これで私の質問を終わります。

- 議長（宮田勝則君）日程第2、報告第1号、平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費4件、民生費1件、農林水産業費1件、土木費1件、消防費1件、教育費3件、災害復旧費3件の合計14件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で31億1,760万6,000円。財源の内訳といたしましては、既収入特定財源4,277万6,000円、未収入特定財源、こちらは国県等補助金15億1,593万2,000円、地方債14億2,200万円、その他の特定財源165万1,000円、一般財源1億3,524万7,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

会計年度任用職員制度導入事業につきましては、業務委託契約を締結済み、事業の進捗率は全体工程計画ベースで60%となっております。

西原村役場庁舎改修事業につきましては、工事請負費及び建築設計・管理業務委託費について、工事請負費契約は締結済み、5月末時点の工事進捗率は85%です。建築設計・管理業務委託につきましては締結済みでございます。業務の進捗率は85%となっております。

木造応急仮設住宅改修事業につきましては、設計業務委託契約は締結済みでございます。工事については、設計完了後発注予定となっております。

熊本県議会議員選挙事業につきましては、本年4月7日執行の熊本県議会議員選挙に関する経費といたしまして、村内のポスター掲示場設置委託業務を完了しております。なお、阿蘇郡選挙区は定数1名に対しまして1名のみ立候補届け出がございましたので、無投票となっております。

被災者住宅応急修理事業につきましては、1件完了、2件については取り下げにより事業完了となっております。

日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業につきましては、委託契約締結済み、事業費予算執行ベースで進捗率99.9%となっております。

宅地耐震化推進事業につきましては、委託契約については未契約、工事請負契約の契約は事業費予算執行ベースで36%となっております。

消防団詰所等再建事業につきましては、大切畑及び下小森地区の日本財団寄附を財源といたしました公民館建設とあわせて、消防詰所と車庫をあわせ

て設計施工する事業でございます。設計業務委託費を繰り越しております。5月末時点では委託が完了しております。

山西小学校、河原小学校、西原中学校の空調設備設置事業につきましては、工事請負契約締結済み、本年5月末現在において工事が完了しております。

現年度農地等災害復旧事業につきましては、契約締結済み、事業費予算執行ベースで87.3%となっております。

過年度農地等災害復旧事業につきましては、契約締結済み、事業予算執行ベースで90.8%となっております。

過年度道路橋りょう災害復旧事業につきましては、4件契約締結済み、5件未契約、事業費予算執行ベースで進捗率85%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで報告第1号、平成30年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第2号、平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業は、土木費2件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で30億9,846万391円。財源の内訳といたしましては、未収入特定財源で国県支出金15億4,922万9,000円、地方債14億6,280万円、その他の特定財源0円、一般財源13万1,391円となっております。

なお、事故繰り越しの理由等については、この計算書右側の説明欄のとおりです。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

宅地耐震化推進事業につきましては、事業費予算執行ベースで100%、工事請負費については、事業費予算執行ベースで100%となっております。

小規模住宅地区改良事業につきましては、委託料、事業費予算執行ベースで進捗率79%となっております。工事請負費、事業費予算執行ベースで進捗率47%となっております。公有財産購入費、事業費予算執行ベースで進捗率0%となっております。

事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくご報告いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、平成30年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬龍一君）承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第1号、西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、それを受け、西原村税条例も平成31年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村税条例等の

一部を改正する条例の概要書でご説明させていただきます。

なお、今回の改正後の条例中、元号の表示につきましては、専決処分が元号改正前の平成31年3月29日であることから、改元日以降の元号は平成を用いて表示しております。説明では、改元日以降の元号は令和に読みかえてご説明させていただきます。

税務課資料1の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等、関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容について税目ごとにご説明いたします。

まず、(1)の個人村民税につきましては、ア.住宅ローン控除の拡充です。所得税において、消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月から令和2年12月末までの間に住居の用に供した場合に、住宅ローン控除の控除期間が10年間から13年間に延長され、その延長された控除期間の11年目から13年目においても、所得税から控除し切れない額については、表のとおり、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

次に、イ.ふるさと納税の見直しです。都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除は、これまではどの地方団体に寄附金を支出したとしても特例的な税額控除が受けられていましたが、一定の基準に適合する団体として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金、これを特例控除対象寄附金といいますけれども、この寄附金をこれまでと同じ特例的な税額控除の対象とする改正です。

なお、西原村は令和元年5月14日付、総務大臣より、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受けております。

次に、ウの子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置につきましては、児童扶養手当を受けている前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を、個人住民税の非課税措置の対象に加えるものです。

次に、(2)の法人村民税の改正につきましては、資本金1億円を超える大法人等に対する電子申告義務化に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び災害等により電子申告が困難であると認められる場合の宥恕措置の規定の整備です。

1枚お開きください。

次に、(3)の固定資産税の改正につきましては、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充です。平成28年熊本地震による被災住宅用地に係る固定資産税について、被災住宅用地の特例適用期間を令和元年度及び令和2年度の2年度分延長するという改正です。

次に、(4)軽自動車税の改正です。アの軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直しについて、特例適用対象を表のとおり、自家用乗用の電

気自動車等に限定する改正です。

ただし、適用については、消費税率引き上げに配慮し、令和元年度及び令和2年度に取得した分については、現行の特例措置を延長した上で、令和3年度及び令和4年度取得の初回新規登録を受けた自家用乗用車から適用されます。

次に、イの環境性能割の臨時的軽減につきましては、本年10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます。消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月から令和2年9月末までの間に取得した自家用乗用については、表のとおり、環境性能割の税率を1%分軽減するものです。

最後に、(5) その他ですが、地方税法を含む各法律改正に伴う、条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備をしました。

この条例の施行期日は、平成31年4月1日から令和3年4月1日にかけて法律に基づいて順次施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

税改正、毎年行われておりますが、今回の地方税の改正は、昨年12月14日、自民党、公明党により2019年度の税制改正の大綱が発表されました。今回の地方税の改正においては、特徴として、消費税率10%への引き上げに伴う需要変動の平準化をすべく、住宅・自動車措置、個人事業者に対する支援として事業継承性の拡充などが盛り込まれ、低所得者を中心に優遇された改正だったかと思えます。

それに伴いまして今、廣瀬課長の説明のように、本村の条例が改正されたわけですが、この改正により、昨年と比べたときに税収が増えたのか減ったのか。また、そういうところのメリット、デメリットがあれば、わかる範囲でお答えをお願いします。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）堀田議員のご質問についてお答えしたいと思います。

今、改正の主な内容を概要書にてご説明をさせていただきましたが、その中でちょっとまず、住宅ローン控除の拡充についてですけれども、これにつきましては、個人の所得金額等により大きく変わってまいりますけれども、参考としまして、現在令和元年度、本年度の個人住民税の住宅ローンの税額控除が全体で人数的に202名、金額で679万円。その中で平成30年中、昨年中に居住を開始された方というのが43名いらっしゃいます。この控除というのが176万円ほど税額控除となっております。今回の改正措置による個人住民税の減収額というのは、全額、地方特例交付金で補填されるという形になっ

ております。

また次に、固定資産税における熊本地震による被災住宅用地の特例適用期間の2年間延長につきましてですけれども、この特例適用対象土地といえますのは、もうご存じのとおり、熊本地震を原因として住宅が滅失、損壊し、やむなく住宅を解体することとなって更地となった土地であり、住宅用地として課税標準の特例を受けられていた土地であります。今回の特例適用期間延長によりまして、規定の要件を満たす場合にはありますけれども、これまでどおり住宅用地とみなして、従来の住宅用地の課税の特例を継続して適用するものでございます。

次に、軽自動車税のグリーン化特例等の見直しにつきましてですけれども、グリーン化特例というのが、環境負荷が少ない排出ガス性能、燃費性能にすぐれた環境に優しいという自動車に対して軽減がされる制度でございます。これにつきましては、取得した翌年度のみ軽減されるという制度でございます。

本年度の令和元年度の軽自動車税の総課税台数が、今4,776台ございます。このうちグリーン化特例の適用対象車というのが106台ございます。軽減額というのが、33万7,000円軽減をしております。これにつきましても、軽減した分は交付税措置というのがなされているところでございます。

堀田議員が申されたとおり、今回、住宅ローンの拡充であったり、単身扶養者の非課税措置の対象に加えるだったり、熊本地震を原因とする被災住宅用地の適用期間の延長であったり、環境性能割の軽減であったりとか負担を緩和するための措置が主な改正内容という形となっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ふるさと納税の件で、一部の自治体では多くもらわれていると、そこで国がいろいろ入ってきた中で、西原村は総務大臣の指定を受けているということで、これは企画のほうになると思いますけれども、ふるさと納税ほとんどがインターネットで見て、それで納税される品物を買われるということになっているんですけれども、その辺で指定というものが出ているのかどうかを教えてください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいま坂本議員からご質問がございました、ふるさと納税のホームページへの大臣からの認定を受けているのを公表しているかということだったかと思いますが……

○3番議員（坂本隆文君）それで税金が、国が指定しているところですよというのがわかれば。自分が見た範囲でちょっとどこに載っているのかがわからなかった。

○企画商工課長（林田浩之君）うちのほうのホームページで、その指定を受けたというのは今のところ載せておりません。一応これが、先ほども廣瀬課長のほうからありましたように、本年の5月14日付で、総務大臣のほうから指定の決定の通知のほうをいただいておりますという状況であります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）であれば、これをふるさと納税される方が、西原村は指定を受けているというふうに記載すれば、それでまた見た目も違いますし、差別化ができると思いますので、その辺を載せていただければまたいいんじゃないかと思えますけれども。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、全国で指定を受けておられないところが4市町ということで、ほかの自治体につきましては指定を受けられておりますので、一応その辺も加味したところで、今後検討していきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬龍一君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第2号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、それを受け、西原村国民健康保険税条例も平成31年4月1日から施行する必要性がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な改正内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要書によりご説明させていただきます。

税務課資料2の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法施行令等の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容についてご説明いたします。

まず、(1)の国民健康保険税の基礎課税額の改正です。この第2条の改正は、基礎課税額の医療給付費分限度額を58万円から61万円に改正するものであります。

次に、(2)被保険者均等割及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正です。この第23条の改正は、5割軽減の判定計算の数値を27万5,000円から28万円に、2割軽減の判定計算の数値を50万円から51万円に改正するもので、計算式が表のとおりになります。

この改正で高所得者は負担が大きくなりますが、低・中所得者については軽減の判定の幅が広くなり負担が少なくなります。

この条例の施行期日は平成31年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

今回の改正で、医療給付分が58万円から61万円に上がったということで、今、課長のほうは高所得者の税は上がったということですが、私が疑問に思うのは、税の算定が所得割、平等割、均等割で出されますが、一番きついのは算定したときのこのぎりぎりのラインの方が一番厳しいんです。所得割がもう1,000万円、2,000万円取った人は、そこでもう切られるから非常に優遇されているということになるんですが、その中でもやっぱりきついのが均等割、世帯割が増えてしまう。この方も非常に負担がきつくなるというところ

なんですけれども、今、地震後3年になりますが、この所得割の限度を超える人は今何名ぐらいいらっしゃるか、わかれば教えていただきたいと思ます。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） 今のご質問についてお答えいたします。

現在、一応、保険税のほうでまだ仮算定の数値ではありますけれども、今回の課税限度額改正後の限度額を超える世帯数で29世帯という形でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） ということで、この29世帯は正直言ってラッキーというか、それ以上に払わなくていいということでもいいんですけれども、改正でこれは仕方がないんですけれども、今後、国保運営協議会とかで検討していただきたいのは、やはり所得割、均等割、平等割の割合が50対50というのが理想と、以前国から示されてはいるんですけれども、所得割、このあたりの割合、どういう人たちに負担があって、どういう人たちに負担がないのかというのを検討していただいて、算定を検討していただければと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 答弁は。

○1番議員（堀田直孝君） はい、お願いします。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） 今の堀田議員のご指摘のように、今後の国保の運営委員会あたりとまたその辺も含めまして、西原村の税率等という形で、またちょっといろいろ協議の場に提案を上げて、検討という形で話を進めるならという形で思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）

平成30年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第3号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,390万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,117万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入において、平成30年度の地方譲与税や特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金におきまして、全額を災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額を歳出における基金積立金へ計上する必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

決算見込みによりまして、予算の増減を行っております。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金7,298万円の増額補正でございます。地方消費税交付金の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2億532万7,000円の増額補正でございます。特別交付税の増でございます。

同じページでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金448万5,000円の増額補正、災害復興復旧寄附金等の増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳出につきましても、決算見込みにより補正等を行っております。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2億448万6,000円の増額補正でございます。公共施設整備基金積立金及び災害復興基金積立金の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時15分）

（午後 2時16分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま歳入におきまして、地方消費税交付金について金額訂正があります。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）失礼いたしました。先ほど説明に当たりまして、金額の読み上げが間違っておりましたので、訂正させていただきます。

6ページでございます。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金729万8,000円の増額補正でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいまの729万8,000円に変更願います。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成30年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第7、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

応急仮設住宅小森団地集約事業におきまして、個別説明会や個別相談会並びに庁内関係連絡会議等を重ねてきたところでございます。今月4日、5日にかけて、入居されておられます住民の方へ、集約に伴う転居される部屋の決定のための説明会を開催しております。

集約に伴い、新たに入居される施設につきまして、当初予算要求時に予想していた以上の入居住宅施設の整備や点検が、入居者の転居前に必要なことが判明いたしました。応急仮設住宅の入居期限7月を考慮しますと、本年6月下旬までには、鍵の引き渡しまでに施設整備や点検を完了させる必要があり、複数の施設整備や点検内容において作業時期が重複することから、所要の施行期間を設けまして早急に工事着手を行う必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要でありましたので、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。

開けていただきまして、専第4号、令和元年度西原村一般会計補正予算(第1号)。

令和元年度西原村の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,757万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月22日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金174万9,000円の増額補正でございます。災害復旧費県負担金(応急仮設住宅分)の増額でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金120万円の増額補正。平成28年熊本地震復興基金繰入金(創意工夫事業)の増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項3災害救助費、目4応急仮設住宅管理費280万円の増額補正でございます。小森仮設団地集約事業に伴う費用等の増額でございます。

款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費184万1,000円の増額補正でございます。小森仮設団地集約事業に伴う単独住宅に係る費用等の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は明日14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時26分 散会

第 3 号 (6 月 1 4 日)

令和元年第2回西原村議会定例会会議録

令和元年6月14日、令和元年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年6月14日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第48号 西原村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第49号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第53号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第54号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について

- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 5 同意第 3 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 6 委員会審査報告について
- 日程第 1 7 発議第 2 号 河原小学校複式学級解消に関する決議
- 日程第 1 8 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第48号、西原村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）おはようございます。

議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、西原村森林環境譲与税基金条例の制定について。

西原村森林環境譲与税基金条例を次のように制定することとする。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税が譲与されるに当たり、基金を設置し適正に管理し処分するため、西原村森林環境譲与税基金条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

2枚目には、本条例の案を添付いたしております。

ここからは、あらかじめお配りいたしております概要書にてご説明をいたします。概要書をごらんください。

西原村森林環境譲与税基金条例（案）の概要。

議案番号第48号、条例名、西原村森林環境譲与税基金条例。

まず、条例制定の趣旨でございます。

平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されることとなっており、その用途といたしまして、①森林の整備に関する施策、②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進などが挙げられています。基金を設置し、譲与される森林環境譲与税をこれらの目的のために適正に用途することが必要であることから、西原村森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

条例の主な内容でございます。

基金は森林環境譲与税を原資とし、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。基金の運用及び基金を原資とする事業から生じる収益は基金に繰り入れ、事業の実施に要する経費の財源とする。基金の処分は、

その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限るなどが条例案の内容でございます。

施行期日といたしまして、公布の日から施行するといたしております。

それから下は、参考といたしまして本制度の概要でございます。

法律制定の背景といたしまして、森林整備を進めるに当たって、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっているというようなことが、税制改正大綱の中に記されてあります。

本村に譲与される額、これは試算額でございますが、表のようになっておりまして、令和元年度から3年度まで毎年251万5,000円、以下、表のとおり譲与されることとなっております。

法律の施行期日といたしましては、森林環境税につきましては令和6年1月1日から、森林環境譲与税につきましては平成31年4月1日からとなっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

この森林環境税または森林環境譲与税は、パリ協定において温室効果ガス排出削減目標の達成、また災害防止を抑制するためにつくられた法律であります。その中で、今回この資料、概要書にあります。西原村に配分の金額が書いてあります。その配分方法として、これに配分方法は私有林、人工林面積と林業従事者数の人口により案分するとなっておりますが、ごらんとおり、西原村は見たところ全部造林地ばかりです。しかしながら、民有林というのはごく少数じゃないか。ほとんどが公団造林、分収林、国有林、そういうのが主に占めておると思います。これは多分、算定の基礎に入っているのか入っていないのか。

それと、この統計で、もう多分この金額が251万5,000円と元年から令和3年まで書いてありますが、ということは基礎数字というのを出されていると思います。その今、林業者数、これは何名ぐらいで上げられているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、算定の基礎ということでございますが、議員おっしゃいますとおり、私有林面積、人工林面積ということでございますので、私有林面積を該当させているというふうに理解しておるところでございます。

また、従事者数につきましては、すみません、人数はちょっと確認してお

りませんが、センサスの数字によって算定されているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）わかりました。

これをもとに村としては間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、啓発といろいろありますが、どこにウエートを置いていきたいと思われておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）本村の私有林面積につきまして、これは概算の数字でございますが、登記地目山林につきまして算定いたしますと約2,000ヘクタールということになっております。この後、補正予算で計上いたしておりますけれども、当面、所有者の意向調査等を中心に進めていき、施業の委託をされる林分を把握しまして団地化を進めていくと。一体的な施業をするために団地化を進めて、その中で間伐等を進めていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、阿蘇郡市の林業担い手協議会というのがございまして、この協議会が林業の担い手の育成を行っているということですので、この協議会に西原村が参画いたしまして、育成に寄与していきたいというふうに考えております。

そういった経費を除きますと、先ほどの概要書の合計欄に8,500万円ほどとなっておりますけれども、その辺の経費に大体1,500万円ほど使う予定でございます、令和16年まで。ですので、残りの7,000万円余りにつきまして間伐等の森林の整備ということでございます。この森林の整備につきましては、当然間伐をするためには作業道等も必要になってまいりますので、そういった整備費も含むところで考えております。

単純に間伐のみで考えますと、現在の造林単価表によりますとヘクタール当たり約15万円となっておりますので、それから算定いたしますと、整備に用途できる額といたしましてはおおむね500ヘクタールほどになってまいります。率にしますと大体25%弱かなというふうに思っておりますが、これから先ほど申しました作業道の整備、今どのぐらいかかるかわかりませんが、差し引きますとそれ以下の数字になってくるのかなというふうに考えております。

額的にウエートを占めるのは、申しましたとおり、やはり森林整備に力を入れるべきだろうというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）一応森林整備に力を入れるということでございます

が、山のほうに行ってみると、地震の後の宅地とかこういうところも目に見えるように進捗しておりますが、まだ森林においてはそういう被害状況というのが実際把握されていないんじゃないかなろうかと、個人さんは特に山に登りませんので。調査の中にそのあたりの調査も組み入れていただければと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）おっしゃいますとおり、なかなか山のほうには入っていきませんので、現況については完全に把握できているとは思っておりません。所有者さんから報告があった分については確認をしているという状況でございます。

この制度を進めていくに当たりまして、まず意向調査ですね、どういった方たちが村に管理を委託したいのかというような意向調査をまず進めなければならないと。そういった中で、意向調査を受けまして現地の調査を行うということになってまいります。この調査につきましてもやはりこの基金のほうから捻出いたしまして、非常勤の方などを雇用いたして要望があった現地を確認していくというような作業を行うという予定でございます。

したがいまして、その確認する作業をされる非常勤さんに、そういったところもあわせて確認をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、西原村森林環境譲与税基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第49号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例について。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

働き方改革を推進するための関係法律に関する法律の施行及び国家公務員について施行されていることを踏まえ、地方公務員の本村の職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講じるために、関係規定を整備する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例改正の内容説明に関しまして、さきに皆様の議席にお配りしております西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要によりご説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨は、長時間労働の是正措置を規定するための働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に公布され、民間においては時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月1日から施行されております。

国家公務員におきましても、平成30年8月10日人事院の規則改正によりまして、超過勤務命令を行うことができる時間の上限を定め、本年4月1日より施行されております。

地方公務員におきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるなど、所要の措置を講じる必要があるため、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容につきましてご説明いたします。

時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるため、第8条第3項といたしまして、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」規定を新たに加えるものでございます。

参考までに、当該条例施行規則において定める内容は、さきに施行されました国の制度原則に準拠いたしまして、時間外勤務命令を行うことができる上限等を本条例施行規則において以下のとおり定めることといたしております。

1、上限時間は、原則、1カ月につき45時間かつ1年につき360時間とします。

2、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間は、1カ月に100時間未満、1年につき720時間とします。他律的業務の定義といたしましては、業務量、業務の実施時期その他業務の遂行に関する事項をみずから決

定することが困難な業務とされております。例といたしまして、復興事業、予算編成に従事する等、業務の用や時期が課の枠を超えて他律的に決まる比重が高い業務とされています。

3、上限枠の特例。大規模災害等突発的な状況に対応する緊急業務、公務の運営上真にやむを得ない場合、その処理がおくれることにより円滑な公務の運営に重大な支障を期すとおそれのある業務に限り、さきに述べました1、2の上限時間を超えることができますとします。

時間外勤務の超過した場合の事後的な検証の規定も設けるということから、4番に、上限時間、勤務の事後的な検証といたしまして、上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合には、超過する時間外勤務を最小限のものとし、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったか、要因の整理、分析及び検証を実施する規定を定めております。

以上が、本条例改正に伴う施行規則改正の内容でございます。

条例改正に対します具体的な内容につきましては、2ページに改め文と、3ページに改正案の新旧対照表を記載しております。

以上が本条例改正の主な内容でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

こういう早く言えば残業時間というようなことで解釈していいかなと思っておりますが、間違いはないかなと思います。災害時あたりはうちの職員あたりも大変残業というのは、もう寝なしで帰ることなく頑張ってくれて今の現状になっていると思いますが、まだ企画、建設のほうあたり、まだ復興途中でございますので、そういう状況、今現在は延長時間というか残業時間はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

参考までに、平成30年度の時間外勤務の実績をちょっと調べておまして、個人名は伏せますが、一番多い者で平成30年度、年間189時間でございます。あと、100時間単位の者が含めまして3名、あと89時間、60時間ということでの昨年度、平成30年度の時間外勤務の実績でございます。

補足します。今、復興でやっております復興課、あちらのほうは当然ながら業務として多くございますので、そちらのほうが多いという結果でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）すみません、今ちょっと聞き漏らしましたが、これ

は年にですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）補足いたします。そうです。1年間という形になります。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）残業時間の管理はどうされておるのか。西原村ではタイムカードはあると聞いていますけれども、それによって確認をされておるのか、本人のつけ足しでやっているのか、そこら辺を詳しくお伝えください。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）まず、タイムカードにつきましては、現在出勤時の各自のカードでの読み取りでの出勤時間の管理、ただ、退出時間については今のところをやっておりません。

あと、ここでいう時間外勤務につきましては、基本的には勤務命令という形になりますので、上司に命令、伺いを立てまして時間外勤務を承認してもらおうという事務的な手続になっておるところでございます。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）余りにも残業時間が少ないなと思っておりました。夜遅くまで職員は頑張っておりますので、本人も村のためと思って一生懸命頑張っておりますからそれでいいと思いますけれども、やはりこれからは国もこういう厳しく今、残業等にはやっておりますので、何らかの形で、本人たちをもっと楽にしてやるとか、仕事に追われて残業代も出ないというようなことも続いておるとお思います。今後はそういうことがないように、なるべく職員にストレスを与えないような勤務の仕方も行政のほうで考えていただくなればと思っております。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ご指摘の点、確かに中には伺いを出していない職員もおるかもしれませんが、その辺は上司、所属課の課長のほうが全部の業務量を把握しながら、業務で必要な部分は当然出させるということで、管理を今度からやっていきたいと、周知徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

林田君、よろございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、西口議員も申されましたように、災害時は先ほど年間最高で189時間、これの数字をちょっと規則のあれを見れば年間360時間、うそというようなちょっと疑問をしたところでございますが、一応何か伺いを出していなかったというか、職員さんの善意というか、そういうことに甘えてやっていたというような感じを受けました。

しかしながら、職員であるの当時は多忙の中で、いろいろと何か病気じゃないが、精神的疲労でされた方が多かったかなと思っております。それも職員間でいろいろ注意しながらやっていたのを私たちは覚えております。今後、こういう災害は余りないと思いますが、いざあった場合いろいろとあるかと思えます。そこにおいては、ここにおられます課長さんの方たちの管理を徹底してよくされるようお願いしたいと思っております。

村長、災害のときもうおまえは戻れと言ったけれども、戻らなかったというようなことも伺っておりますので、そういうところでは村長、どうお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）災害時、今回の地震のとき、結果的にやむを得なかった。それぞれが被災者の方のことを思って残業なされるということで、私も1階の災害対策本部の席に座っておりました。それはなぜかという、やはり職員の顔を見ながら、そしてまた住民の方々がおいでいただく中には、いろんなご指摘を受けたり要望を受けたりいろいろございましたので、その中において職員を見て、どうしてもこれは危ないなという顔になってまいります。だから今夜は帰れと言っても、なかなか職員も、皆頑張るから大丈夫ですよという答えの中で頑張っていました。

しかしながら、どうしても顔色を見て、このままではこの職員は病気になるなといったことを感じたときは、命令という形で帰っていただきました。本当に、中には高校を卒業して2週間でこの被災に遭った職員もおります。どうしていいか全然わからないような状況の中でも職員は頑張っていました。

今回の今、復興がこれだけ進んでおるのは職員の頑張りがあったからこそここまで来たんだなというふうに、職員には感謝をしているところでもございます。

そのときの残業は、ほとんどつけていただいたかなというふうに思っております。ただ以前は、やはりなかなか残業しても自分で勝手にというか、上司に言わないで自分で残業しておったということも多々あったかと思えます。それぞれの職員もそれなりにみんな頑張っておりますけれども、その課に行って別の課に移ればまた残業が増えたりとか、時にはそれになれるまでに残業しなくちゃならないということもございますので、今後は、やはりできるだけ上司に言って、きょうは残業の許可もらって残業したときは全て出しますけれども、少しの残業もできるだけ出させていただければというふうに思っております。そうすることによって職員もまた励みになるということもありますので、残業代が少し高くなるかもしれませんが、その辺は議員さん方もよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第50号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) それでは、議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の改正に伴い、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

2ページ目に改め文、3ページに新旧対照表をつけさせていただいておりますが、ここからは、お手元にお配りしております西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要にてご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨としましてでございますが、先ほど申しましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるがございます。

2、主な改正内容としましてでございますが、第14条の改正に2項を追加させていただいております。下のほうの参考に記載しておりますとおり、災

害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条の削除により、保証人を立てる場合は条例にて規定が必要であり、条例にて2項を追加しております。

また、第15条の改正ですが、償還方法の拡充といたしまして、今現在年賦、半年賦償還がありますが、今回、月賦償還の追加をいたしております。

3、施行期日。

公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

参考にも下のほうに記載しておりますが、熊本地震によりこの資金を利用された方は5名でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今回、私ちょっと勉強不足ではございましたが、災害弔慰金の支給に関する条例があるなんていうのも初めてこういう感じで知ったわけでございます。災害援護資金の貸し付けというのもあったことも知りませんが、住民の方がこの条例というか、こういう貸し付けがあるというのを知っていたのかなということが一つと、こういうことでちょっと条例を調べましたが、弔慰金で死亡されたら500万円あたりいろいろ書いてあります。が、これは、熊本地震のとき死亡されたとき支払われた500万円と同じというか別というか、そういう兼ね合い、どういうふうになっているのかをできればお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）林田議員のご質問にお答えいたします。

今回、熊本地震では、被災された方皆様へということで、生活に向けた被災者支援に関するお知らせということで、罹災証明書の発行時にこういったパンフレットを一式入れてお送りしております。その中に先ほど申し上げました災害弔慰金、災害援護資金の貸し付けの記載を載せております。住民の方には、それ以外にも広報紙等で一応お知らせはさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）私たちの認識不足というか、罹災証明のときやっていた、また広報紙で載せたと。どれだけの人がわかっているのかなという、せつかくある条例といいますか援護資金ですので、利用されるほうがいいかなと感じたことでございます。

それから、先ほど言いました弔慰金500万円あたりはこの条例に沿ってやっているのかどうかということもお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）災害弔慰金に関しましても、この条例に従いま

しての給付という形になります。

先ほど、災害援護資金の貸し付けについては、災害当時いろんな受け付けをやっております。その中にも資金の相談コーナーということで一応設けさせていただいて、地域の皆さん、住民にもお知らせをいたしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）一応お知らせはやっているということでございますが、これは期限付きというか、今からでもというような感じでもいいのかな、どうかなということでお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）これは災害救助法の中でうたっておりますので、まことに申しわけございませんが、ちょっと貸し付けの期日まで忘れたんですが、後ほど正式な期日を申し上げさせていただきますが、震災が起こって3カ月以内だったと思います。

ただ、一応今回は援護資金の希望が多かったということで延長をやっております。それで、一応9月30日までだったですか、延長をやらせていただいて、それまで借り受けた方が今回5名いらっしゃったということでございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時39分）

（午前10時41分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにご覧いませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第51号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)おはようございます。

議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例(平成12年西原村条例第18号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法施行令の改正に基づき、低所得者の保険料軽減を強化するため、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページ以降に条例改正の改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、お手元にお配りしております西原村介護保険条例の一部を改正する条例(案)の概要により説明をいたします。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例(案)の概要。

議案番号、第51号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例。

1、条例改正の趣旨。

介護保険法施行令の改正に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。

2、主な内容。

介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減を行うこととされています。本年10月開始予定の消費税率引き上げにより、今般、低所得者の保険料軽減を強化すべく介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、本条例を改正し、第1段階から第3段階の保険料を軽減するものです。

保険料率について。

所得段階第1段階、改正前0.45、改正後0.375。

第2段階、改正前0.75、改正後0.625。

第3段階、改定前0.75、改定後0.725。

保険料について。

所得段階第1段階、改定前3万8,880円、改定後3万2,400円。

第2段階、6万4,800円、改定後5万4,000円。

第3段階、6万4,800円、改定後6万2,640円。

3、施行の期日。

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番議員、堀田です。

今回の介護保険料の改正は、やはり低所得者層を優遇するという事で制定されておりますが、一応 9 段階あるうちの 3 段階までということでございます。4 段階、5 段階の引き下げはないということでいいのかなと思っております。

第 1 号被保険者については納得できるんですが、要は第 2 号被保険者です。40 歳から 64 歳までの方の料金が、健康保険の場合は所得割、均等割、平等割、健康保険と一緒に割合でします。しかしながら医療保険、会社勤めの方とかいう方は算定の方法が違う。ちょっと平等性がないのかなと、同じ自治体に住んでいても。なぜそういうふうな算定がされるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君） ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の仕組みについて、給付費の 50% をまず公費により負担いたします。その残りの 23%、これは残りの 50% を第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の人口割によって案分しております。第 1 号被保険者についてが 23% 分、残りの第 2 号被保険者が 27% 分、この 27% 分を第 2 号被保険者の総数、全ての人で割ります。それで 1 人当たりを算出し、各保険者にその算出額に基づき保険料を算出しております。算出した保険料を社会保険診療報酬支払基金に各保険者から一旦集め、それを今度は市町村に対して交付金という形で出すという仕組みになっております。そのため、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者での算出の仕方が変わるということになります。

また、先ほど議員も言われましたように、国保であったり共済であったり、その他社会保険のおおの各保険者によって若干の調整措置というのもございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 51 号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第 51 号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第52号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第10号に関する事務の中、「合志市」を削る。

附則。

施行期日。

1、この規約は、令和元年9月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務に共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由でございます。

本議案の提案理由は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約第3条第15に規定しております交通災害事務から令和元年8月31日をもちまして合志市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があります。

次のページから新旧対照表を添付させていただいております。

以上が本議案の内容でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

熊本県市町村総合事務組合というのは、何か聞きなれないと他の議員さんも思うんですけども、うちあたりは阿蘇広域事務組合、私が所属しており

ます益城・嘉島・西原環境衛生組合とかこういう企業もありますが、この熊本市町村総合組合というのはどういった事務を行っている組合でしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

熊本市町村総合事務組合につきましては、平成16年10月1日より、以前の熊本市町村退職手当組合、熊本県消防補償等組合、熊本市町村自治会館管理組合、熊本市町村非常勤職員公務災害補償組合、熊本市町村交通災害共済組合、この5つの組合が統合して組織されました一部事務組合でございます。

主に内容といたしましては、市町村職員の退職手当に関する事務でございましたり消防補償等に関する事務、市町村自治会館の設置、管理運営に関する事務、市町村非常勤職員の公務災害補償に関する事務、加入市町村の住民を対象にいたしました交通災害共済金の給付に関する事務を運営されております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今、5つの事項に関する事務をされておる組合ということでございますが、今回合志市が抜けられた交通事故ということは、交通事故共済というか、交通災害共済に関する部分だけ抜けられたということで、ほかは抜けられていないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の規約の改正の中身につきましては、交通災害共済事業から合志市さんが抜けられるということでの脱退でございます。ほかにつきましては今回の規約改正の中に入れておりませんので、今回は交通災害共済事業のみの脱退ということで理解しております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第53号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億2,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億622万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、5、公共事業等債（災害関連地域防災崖崩れ対策事業）、6、公共事業等債（小規模住宅地区改良事業）、7、その他の公共施設・公用施設災害復旧事業債（その他公共施設等災害復旧事業・過単災）、8、宅地耐震化推進事業債（宅地耐震化推進事業）。

限度額、2,250万円、5億8,970万円、4,200万円、4億円。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

2、廃止。

起債の目的、2、公共事業等債（宅地耐震化推進事業）、限度額3億6,000万円。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款2地方譲与税、項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税、251万5,000円の増額補正でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月1日施行され、本村への交付額が示されたことに伴う増額でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、6億5,524万2,000円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金（小規模住宅地区改良事業）の増額でございます。

9ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、1,524万2,000円の減額補正。経営体育成支援事業補助金及び被災農業者農舎等復旧支援事業補助金の補正でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金、7,500万円の増額補正。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金の補正でございます。

款17財産収入、項2財産売払収入、目3有価証券売払収入、1億3,375万円の増額補正でございます。有価証券売払収入、熊本空港運営の民間委託に伴う空港ビルディング株式会社の本村保有の株券売り払い収入のための増額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費、1,506万5,000円の増額補正。防災公園変更測量設計及び体育館の変更設計業務委託料の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、3,048万5,000円の減額補正。経営体育成支援事業補助金の減額でございます。

同じく目11震災対策費、3,048万5,000円の増額補正。被災農業者農舎等復旧支援事業補助金の増額でございます。

16ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費、1,207万6,000円の増額補正。プレミアム付商品券事業関係の増額補正でございます。

17ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目4がけ崩れ対策費、1億105万円の増額補正でございます。地域防災がけ崩れ対策事業関係の増額でございます。

同じく目5集落復興事業費、14億3,078万5,000円の増額補正。小規模住宅地区改良事業関係の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4震災対策費、4,205万3,000円の増額補正。消防団詰所等再建工事等の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番、山下です。

歳出のほうで18ページです。目4震災対策費の消防団詰所の建設委託料とありますけれども、この委託料の405万3,000円というのはどういう内容かが

一つと、3,800万円、これは予定はどこどこの詰所を建てかえるのか、この2点について伺います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、1問目の質問の委託料の内訳でございますが、これは工事費、委託料とも大切畑と下小森地区につくります消防団詰所と車庫でございます。これにつきましては、公民館再建事業ということで日本財団の財源をもとに一部同時進行という形でやっておりますが、この分に関する合築、一部分離という形で建築いたしますが、その分についての消防団詰所の部分の予算でございます。委託料、工事請負費とも大切畑、下小森地区の部分でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）今、下小森と大切畑地区とありますけれども、ほかにあと何件予定されておりますか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

熊本地震により被災を受けたということでの詰所等の復旧につきましては、一部、旧空整協の事業によりまして対応している部分について新所がございましたが、新所についてはもう先般、今年度頭、4月に完成しております。ですので、今回の下小森、大切畑以外については、現状、被災を受けた分の詰所の復旧については完了しているということで認識しております。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）古閑もあるんですけどね。鳥子の古閑地区。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません、ちょっと補足させていただきます。

今後の建て替えの検討が必要な箇所ということで、おっしゃられた1分団1班の古閑と風当と4分団の布田と星田と瓜生迫ということで、5地区まだ復旧が必要だということで総務のほうで把握しております。

まだ復興基金等も使うのか、財源的なもの、地元の負担金も若干発生する可能性もございますので、その辺を協議させていただきながら進めていくということの方針でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

今のページの教育費の19番、中学校英語検定チャレンジ事業補助金について質問させていただきます。

検定につきましては、本会場と準会場というのがありますが、本会場に比べて準会場のほうが1,000円ほど安いかと思えます。どちらの会場で実施されるのか、お尋ねします。

- 議長（宮田勝則君）教育課長。
- 教育課長（吉田光範君）ただいまの村上議員の質問にお答えいたします。
準会場で行う予定にしております。準会場といいますと中学校を予定しております。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）村上高志君。
- 2番議員（村上高志君）検定が6月と10月と1月にあるかと思いますが、この3回とも補助金を出されるのか、伺います。
- 議長（宮田勝則君）教育課長。
- 教育課長（吉田光範君）中学校の英検のチャレンジ事業につきましては、本年の4月から熊本県の補助金ということで通知が参っております。
補助につきましては、1名につき1回ということで県のほうから来ておりますので1回だけでございます。年2回以上の受検は可能ということでは来ておりますが、2回受ける場合には個人負担ということでうちのほうは解釈しております。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
3番議員、坂本隆文君。
- 3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。
16ページになります。一番上の目の商工費ですけれども、プレミアム商品券がことしも何年かぶりに出されるということですが、純粋なプレミアム商品券の金額は幾らなのか。
また、今回は前回と違って、前回は誰でも購入できましたが、今回はちょっと何か所得とかその辺の制限があると聞きましたので、その辺の内容をお願いいたします。
- 議長（宮田勝則君）企画商工課長。
- 企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。
プレミアム付商品券事業につきまして、こちらのほうは消費税の増税によります施策でございます。低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和する部分と地域の消費喚起の下支えをするという目的で、今回プレミアム付商品券事業を国のほうで施策されております。
対象者につきましては、今年度住民税非課税者が対象となります。その世帯で同一生計の中で課税者がいれば、その配偶者、扶養親族の方々は対象から外れるという形になります。
あと、子ども・子育て世帯につきましては、学齢が3歳未満のお子様がおられる家庭という形で、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれたお子様がおられる世帯とその人数によってされます。
先ほどお伺いの、一応今1,500人ほど見込んでおります、対象者を。この方が全部買われる想定で予算のほうは計上させていただいておりますが、販売の発行総額としまして、1人2,500円までは購入できますので、その

1,500人見込みという形で、総額の3,750万円ほどを予定しております。商品券の内容につきましては、一応1冊5,000円分ということで、500円券を10枚で1冊にしたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。500円券を10枚で5,000円となると、購入金額というのは幾らでなるのか、わかればいいんですけど。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）すみません、お答えします。

500円券10枚で5,000円分の商品券になりますが、購入価格につきましてはそれが4,000円という形で、20%分のプレミアムがつくという形になります。ですので、1人5冊まで購入できますので、県としましては2万5,000円までと。だけん購入金額としましては2万円という形になる予定でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午前11時17分）

（午前11時30分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長の答弁の一部修正がありますので、答弁をさせます。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）すみません。先ほどお答えしている中で1人当たり2,500円と言ってしまいましたが、2万5,000円の誤りでありました。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）それと、住民福祉課長の答弁の中で、締め切り日時等曖昧な数字で答弁しておりますので、正確な答弁を行わせます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）先ほどの林田議員のご質問の中で、私が3カ月ぐらいということで申し上げましたが、災害が起こった月を1としてそれから3カ月、今回は5、6、7というか、7月までが当初の締め切り。ただ、今回、貸し付けの申し込みの延長という形で11月末まで延長をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいまより質疑を再開します。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

13ページ、民生費で震災対策費の件です。当事者の方々に周知徹底はされているかを伺います。

すみません。応急仮設住宅移転費用支援事業です。高齢者の方が多いのが現実だと思いますので、移転費用に関して……（「13ページ」の声）13ペー

ジの震災対策費ですよ。（「そこの10ですね」の声）そうそう、300万円。

失礼しました。応急仮設住宅移転等費用支援事業ですけれども、いかんせん高齢者の方が多いと思いますので、そこらあたりの周知徹底はされておられるか、ちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）予算は住民福祉課のほうで組ませていただいておりますが、実際、説明会ということで総務課、復興建設課、住民課が行きまして、構造改善センターのほうで税務課等を集めまして説明会をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）いかんせん先ほども言いましたように高齢者の方が多いので、やっぱり活用できることをご理解されているかどうか心配で、ご相談があったら多々お願いしたいと思います。

続きまして、ページ14の風疹の件です。予防費ですかね。

本年度一年なのか、それとも何年も続く件なのか、それと本年度大体どれぐらい対象を考えられているのか、お願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）保健衛生課です。ただいまの質問にお答えいたします。

この事業に関しては3年間で継続して行います。当該年度、令和元年度における対象者は、昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの約320名を対象としております。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）大事なことだと思いますので、これもまた啓発といいますか、周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、関連を一つよろしいですか。保育園の件に関してです。

○議長（宮田勝則君）保育園ですか。はい。

○4番議員（中西義信君）すみません。

今回、保育園のところで一つの修理か何かがあったと思うんですけれども、3月議会のとときに何か待機児童といいますか、0歳云々の多数おられるという話を伺いました。そのあたりが少し改善はなっているのかどうか、伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）待機児童がおるか否かということですか。

○4番議員（中西義信君）すみません。前回議会では、待機児童が多々おるといふのを伺いました。十数名か、0歳児か1歳児、なかなか入れないという話が前回あったと思います。それから少しは改善等なされて減ってきているのかどうかを伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度においては昨年度よりも0歳児の申し込みが非常に多くなりまして、どこの保育園でも現状としては保育士不足ということをおっしゃっておりますけれども、現在、当初決定数が一応9名と。残りの0歳児については待機児童という形になります。

現在、保育士の確保に向けて、正職員、派遣、また臨時職員等募集を行っているというところでございます。少しずつでも解消に向けて努力していきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君、よろしいですか。

○4番議員（中西義信君）では、今現在はまだそのままということですかね。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）現状については、このまま今の状況が続けばそのままということになります。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）確かに保育士不足はもう大変な問題だと思っておりますので、今後も対応してもらいたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）要は保育士が足りないということで待機児が出ておるといことで、広報紙も含めて村のホームページでも臨時職員等ということで募集をかけておりますけれども、なかなか保育士がいないということがございます。

そこで、本採ということで今募集をして試験を終えて、今回1名は確保できるんじゃないかなと。二次試験がございますので、それをクリアすれば1名の方が、2名受けられましたけれども1名は点数がどうしても足りないということで、1名の方は結構な点数をとっていただいております。ただ、あとは作文、面接、これをやって採用するかというところまで今来ております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）18ページの先ほど山下議員が質問されました消防団詰所建築工事ですけれども、3,800万円、消防団詰所の場合は空整協のほうからの補助が出るようなお話を聞いておりました。その説明が入っておりませんので、担当の方、説明を入れてください。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回補正で上げさせていただいております委託料、工事請負費等につきましては、基本的に今回、地方債の補正で上げております単独災害復旧事業債、充当率100%の部分と、あと残り、起債の部分の残りの分につきましては熊

本地震復興基金消防団詰所等再建支援事業を活用した事業として考えているところでございます。空整協については、今回の財源としては入れておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）新所の場合は空整協の事業で保守をいたしましたけれども、前回お話聞いた折に、空港から10km圏内の場合は、消防団詰所関係においては補助がほとんど出るような話を報告されたと思います。それに関して空整協よりの支援を受けて改修された地域はありますか、お願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

すみません、私のほうがちょっとまだ全体の情報を把握できておりませんが、ご質問のありました新所につきましては旧空整協事業で対応しているということは承知しております。

ほかに空整協の部分については、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、お調べして回答したいと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時40分）

（午前11時42分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁の不足部分を補足説明させます。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません。補足させていただきます。

先ほどの財源の私からの説明の中で単独災害復旧事業債を説明させていただきましたが、起債の充当率100%を合わせまして、交付税措置につきましては85.5%という状況でございます。

○議長（宮田勝則君）西口議員、今のでよございませうか。

○5番議員（西口義充君）わかりました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませうか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）17ページの土木費、住宅費の中で、小森団地の単独住宅の村営水道加入金ということで540万円ほど、50軒ですれば10万円と消費税で10万8,000円ぐらいですか、上がっておりますが、一応これは水道が特別会計なので一般会計と分けてやっているというふうな解釈でおります。

一つ思ったのですが、これはこの団地で単独住宅のあれで村営で上げられましたので加入されますが、万徳や河原の復興住宅、公営復興住宅だから、あちは加入金はなかったかなというような記憶でありますので、どういう意味合いでなっているのかをちょっとお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）まず、最初の質問の今回の加入金でございますが、これにつきましては、ご承知のとおり、A棟を今度の単独住宅という形で改修いたしまして、そこに入居されることとなります。小森団地という名称で呼んでおりますが、その村営簡易水道の加入金として計上させていただいたものでございます。根拠といたしましては、村の中央簡易水道給水条例第34条に規定がございましたので、これに基づいて加入金として補正予算を上げたものでございます。

あと、災害公営住宅の山西と河原につきましては、ちょっと私も今内容を把握しておりませんので、確認させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）それは後で報告をお願いしますが、小森団地については一応50戸という解釈でいいんですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）今回予算として上げさせていただいているのは50戸の分でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番です。坂本です。

18ページ、9の教育費、1の学校管理費、こちらは山西小学校の伐採が大きい木が1本だけというふうに聞いておりますけれども、金額からすると相当な金額となります。どういった内訳でこの金額になったのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

今回補正で上げさせていただいている部分につきましては、山西小学校の東側、内田さんのところの境界部分ののり面にあるクスノキが余りにも大きくて、下のほうが宅地造成の計画をされていまして、今回、下のほうから切ると経費的にも安いということで、今回出させていただいた部分でございます。

それに伴いまして、山西小学校の校内にあります樹木が何本か老朽化して倒れるおそれがあるということで、あと二、三本予定をしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、1本だけではなくて数本ということですがけれども、こちらは処分費まで入っているということで、大きい木とかはそのまま処分できるんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）一応うちのほうで公的な費用で出しますので、処分

費も出していただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）こういったものは、薪とかそういったものに使われたりとかはできないんですか。今、エコブームで薪ストーブとかそういったものがありますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）一応そういうことも考えられはしないかと思いますが、一般的に使われるのであれば一個人さんになりはしないかなというところを思っていますので、また、小さく切ってちゃんと薪の状態にするということも手が要りますので、多分厳しいんじゃないかなと私なりには解釈しております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第54号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,541万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、449 万 3,000 円の減額補正でございます。先ほど条例改正いたしました低所得者の介護保険料を今年度の消費税引き上げに合わせて公費を用いて第 1 段階から第 3 段階に拡充し軽減強化を図ることにより、保険料が減収するための補正であります。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、25 万 9,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、消費税改定に伴う介護報酬改定によるシステム改修委託料に対する国庫補助分の補正でございます。

続きまして、款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、475 万 3,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入で保険料軽減強化に伴う保険料の減額分及び歳出でシステム改修委託料の国庫補助残として補正をさせていただいております。

次に、歳出について説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、51 万 9,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度の消費税引き上げによる介護報酬改定に伴い、新たにシステム改修を要するための補正でございます。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 54 号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第 54 号は原案どおり可決されました。

日程第 8、議案第 55 号、工事請負契約の締結についてから日程第 13、議案第 60 号、工事請負契約の締結についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議案第 55 号から議案第 60 号までを一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) それでは、議案第55号から議案第60号につきまして、全て工事請負契約の締結についてであり同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

まず、議案第55号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第12号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(グリーン西原18)。

2、契約金額、1億3,392万円(税抜き額1億2,400万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217、会社名、株式会社肥後建設社、代表者、代表取締役内田知行。

工事の内容を説明いたします。路体盛り土7,624^m、スラリー攪拌工φ1000、改良長2から4、639本。ブロック積み延長83m、396^m、のり面整形1,277^m、復旧延長992^mとなっております。

次に、議案第56号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第40号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(滝③・谷頭①)。

2、契約金額、8,164万8,000円(税抜き額7,560万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

工事の内容を説明します。ブロック積み延長55m、278^m、重力式擁壁4.3m、8.3^m、ロックボルト、延長13.1m、削孔長7.5から8.5m、18本、ルートパイプ、延長36.6m、削孔長10から10.5m、91本となっております。

次の議案第57号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第41号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(玉の迫①②)。

2、契約金額、9,363万6,000円(税抜き額8,670万円)。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217、会社名、株式会社肥後建設社、代表者、代表取締役内田知行。

工事の内容を説明します。ルートパイプ、延長57.7m、削孔長4mから7.5m、142本です。固化材盛り土工634^m、L型擁壁、Hが1.9から3.6m、53mと、玉の迫②がルートパイプ、延長19.1m、削孔長4mから4.5、47本、固化剤盛り土工525^m、L型擁壁、高さが1.2mから3.9m、71mとなってお

ります。

次に、議案第58号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第42号、宅地耐震化推進（拡充）活動崩落対策工事（門出④・秋田①）。

2、契約金額、1億2,258万円（税抜き額1億1,350万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

工事の内容を説明します。秋田原①、固化剤盛り土工1,947㎡、ブロック積み、延長150.6m、508㎡、重力式擁壁、延長12.4m、14㎡です。ルートパイル、延長17.5m、削孔長5.5m、44本、ロックボルト、延長7.2m、削孔長9.5m、12本、門出④、重力式擁壁、延長13.2、7.9㎡、ブロック積み、61.7m、359㎡、ルートパイル、延長62.8、削孔長5.5から7.0m、157本となっております。

次に、議案第59号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第47号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③）。

契約金額、5,691万6,000円（税抜き額5,270万円）。

3、契約の相手方、所在地、菊池郡菊陽町大字原水3316番地、会社名、株式会社坂本建設、代表者、代表取締役坂本俊正。

工事の内容を説明いたします。ブロック積み、延長18.9m、74㎡、ルートパイル、延長14.1m、削孔長4.5m、41本、ロックボルト、延長34.1m、削孔長4mから4.5m、129本となっております。

次に、議案第60号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第48号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（小東①）。

契約金額、6,026万4,000円（税抜き額5,580万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5087番地3、会社名、株式会社太照工業、代表者、代表取締役池内大介。

工事の内容を説明いたします。ブロック積み、延長104.9m、484㎡です。重力式擁壁、延長14.2m、17㎡となっております。以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には議案番号を述べて質疑してください。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

議案第55号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

次に、議案第56号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

次に、議案第58号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

次に、議案第59号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

次に、議案第60号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第61号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第61号について説明いたします。

議案第61号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第9号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（袴野・出の口・宮山）。

2、変更前契約金額5,707万3,804円（税抜き額5,284万6,115円）、変更後契約金額6,004万5,840円（税抜き額5,559万8,000円）、297万2,036円の増額となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役下村一恵。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成30年3月第4回臨時議会におきまして議決をいただいております。当初設計が概算での発注であったため、詳細設計確定後の図面、数量に基づき変更を行っております。

変更の主な内容としまして、宮山地区の箇所番号MY-105、添付のファイルの一番最後のページになります。箇所図のです。桶井川宮山橋沿いの宅

地において、ルートパイルの芯材延長が当初設計の340mから420m、プラス80mの増となっております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第15、同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原1076番地、氏名、荒木均、生年月日、昭和26年3月25日。

提案理由。

教育委員荒木均氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案提出理由でございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 0時15分)

(午後 0時16分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

午後の会議を13時10分より再開いたします。

暫時休憩します。

(午後 0時17分)

(午後 1時09分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

須藤総務課長より答弁の補足並びに正確な答弁があるそうですので。

総務課長。

○総務課長(須藤 博君) すみません。私のほうから、先ほどご審議いただきました議案第53号の一般会計補正予算(第2号)の審議の中で2点ご質問いただきました件に関しまして、お調べいたしましたのでご回答させていただきます。

まず初めに、西口議員より詰所、この間、空整協等の財源で造ったところはどうだったのかということでございますが、お調べしましたところ、新所を含めまして村内6カ所で建築させていただいております。主に、シャッターの改修であったり外壁とか屋根のほうの改修工事をさせていただいております。

次に、林田議員のほうから、単独住宅の水道加入金について、災害公営住宅山西団地、河原団地についてはどうだったのかということでございますが、この件に関してもお調べさせていただきましたので、2つの災害公営住宅の建設に当たりまして配水管の布設工事が必要になっておりました。本来、簡易水道の工事ということでの計画でございましたが、災害公営住宅の建築にあわせた工事ということでやっておりましたので、水道の配水管工事につきましては、本来加入金ベースで計算しますと工事費のほうを下回っていたという

ことをごさしましたので、加入金についてはいただかなかったということ
でございます。

○議長（宮田勝則君）総務課長、総務課長の立場からしていただかなかったよ
り支払わなかつたという。

○総務課長（須藤 博君）すみません、言い方を変えます。失礼しました。

一応、簡易水道側からの工事として依頼した工事を村の一般会計の災害公
営住宅のほうで施工したという関係でございましたので、加入金の徴収は、
本来簡易水道側に払うべきものは徴収されなかつたということでございます。

○議長（宮田勝則君）ただいまの2件の補足答弁につきまして、まず西口議員、
よございますか。

○5番議員（西口義充君）はい、わかりました。大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）次に、8番議員、林田君、今の答弁でよございますか。

○8番議員（林田直行君）もう加入金という感じがいいかなと思ったけれど、
要するに一般会計を使ったから、もうそのかわりだという解釈で言いよるわ
けだろう。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません。当時の建設課、震災復興推進課、総務
課のほうでの協議を踏まえまして、最終的には災害公営住宅加入金の計算し
た金額と災害公営住宅への配水管工事をトータル対比いたしまして、工事の
ほうが大きかつたということになりましたので、加入金の徴収は行わないと
いうことで、その3つの課のほうで協議して決めさせていただいたところ
でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時13分）

（午後 1時24分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁が総務課長よりありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）先ほど補足説明で、簡易水道工事としてする工事分
を本来する分を村のほう、一般会計側で工事しておりましたので、加入金の
分については徴収しないということではありましたが、一応加入金とし
ては出したということでの認識でございますので、あと工事費と加入金の調
整ということでの処理をさせていただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時25分）

（午後 1時29分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、委員会審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員会委員長、林田直行君。

（産業教育常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告）

○産業教育常任委員会委員長（林田直行君）産業教育常任委員長の林田でございます。

ただいまより委員会の報告を申し上げます。

令和元年6月14日、西原村議会議長、宮田勝則様。

産業教育常任委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件番号、請願受理番号1。

請願者、河原活性化委員会、河原小学校部会、代表世話人、廣岡大門ほか。
件名、河原小学校複式学級解消に関する請願。

審査の結果、不採択。

不採択に至りました経過を説明いたします。

平成31年2月25日に本会議に対して請願されましたこの請願は、委員会としても調査検討の必要があり、産業教育常任委員会に付託になったところがあります。

委員会におきまして、令和元年5月16日、5月27日に産業教育常任委員会を開催し、慎重に審議した結果、以下の理由によるところです。

これまで、長年にわたり河原小学校の複式学級化への懸念が提起され、論議されたところです。その経緯は、河原小学校に通う生徒に関する補助に関して、特認校制度を含む3つの要綱、①西原村立小学校小規模特認校の取り扱いに関する要綱、②河原小学校の児童の減少を防止する要綱、③河原小学校に転入児童のうち、校区内の親族等と同居する者への就学補助に関する実施要綱、この3つの要綱及び賃貸住宅家賃の補助等に関する2条例、①西原村賃貸住宅家賃の補助に関する条例、②西原村賃貸住宅建築融資に係る利子補給に関する条例の2つです。そして、複式学級解消のための村費負担教師の確保に関する条例などにあらわれているところです。

しかしながら、このような条例の制定にもかかわらず、河原小学校においては、県内各地の状況と同様に少子高齢化の傾向はおさまりを見せることなく、昨年度は、複式学級解消のため、村費負担教師を充てた経緯があります。

前記のように条例や要綱などの制定の背景には、これまで河原地区の住民

を中心とした河原小学校の複式化に続く統廃合、それに伴う地域の衰退を懸念する村内の思いがあることは容易に想像されます。それゆえに、この請願がこの地域住民を含めた多くの村民の民意を反映したものであると認識しています。改めて、河原小学校の複式化解消が村としての課題であることを認識した次第です。

しかしながら、本請願項目1、2に示された内容は、現段階では大変に厳しいものであり、本委員会としては採択するには至りませんでした。とは申しましても、上記のような状況を考えるとき、安易に結論をお渡しするのは本意ではありません。そこで、議員決議をお約束して報告にかえさせていただきます。

以上、委員会審査報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今、審査結果をお聞きしまして、不採択ということでした。

この署名に関しましては1,022名でしたか、署名がありました。多分、この結果を聞かれた一生懸命署名に走られた方、一瞬落胆されているんじゃないかなと思います。今、委員長説明の中で2回、2日も時間をかけて審議していただいたということですので。その中で、部分採択というような意見とかそういうものは出なかったんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）委員長、林田君。

○産業教育常任委員会委員長（林田直行君）ありました。委員会のほうでは、採択、不採択、部分採択という3つの選択があるということで一応検討いたしました。

しかしながら、文言にありました教育の充実ですか、そのところの請願の文章の中のその一部分は採択できるけれども、先ほど申しましたように1と2です。先生の維持と増員、それが2、1が資料が……。ちょっと待ってください。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時37分）

（午後 1時38分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

林田君。

○産業教育常任委員会委員長（林田直行君）先ほどありましたように、請願にあった単式学級、1学年1教室の問題です。それが1で、2が教員数を維持、増員するということがうたわれておりました。

これに対しては、どうも採択するわけには……。後で決議文を申し上げますが、その中にも述べておりますが、今現在の状況では厳しいものがあるなということで、これは採択できない。部分採択するところは、教育の充実を図るといようなお願いがありました。そこだけならばどうにかなるけれど、根本的なその2つはちょっと現段階では無理ではないかという委員会の結論に至ったわけでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君、今の答弁でよろしいですか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、自席に帰ってください。

これより討論を行います。請願受理番号1番について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

請願受理番号1番、河原小学校複式学級解消に関する請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮田勝則君）起立多数であります。

よって、請願受理番号1番は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第17、発議第2号、河原小学校複式学級解消に関する決議についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

（8番議員 林田直行君 登壇 説明）

○8番議員（林田直行君）それでは、発議第2号、令和元年6月14日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、西原村議会議員、山下一義。賛成者、西原村議会議員、桂悦朗。

河原小学校複式学級解消に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。

河原小学校校区の児童生徒の減少を防止するため、議会として支援及び協力し、また西原村民の課題として取り組む必要があるため。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をお願いします。

河原小学校複式学級解消に関する決議。

明治7年(1876年)に河原学校として設立された河原小学校は、当時は約60余名の子どもたちが学び本年で145周年を迎える古き伝統のある小学校である。昨年は大津警察署管内の交通安全子ども自転車大津地区大会において49連覇を達成し、目下、児童はじめ、教師、地域の方々の協力のもと50連覇を目指し一丸となって頑張っているところである。

この度、「各学年の少人数体制に関係ない単式学級にされるようお願いします」に署名された方々が、1,022名でした。

請願にあったように、単式学級、1学年1教室及び現状の教員数を維持・増員ということは村の自主財源を歳出することになり、財政がぜい弱な村にとっては地方交付税措置の見直しが必要となるおそれがある。

村議会としては、校区住民をはじめ広く地域住民に今後の河原小学校や河原地区の状況を再認識していただき、ご理解とご協力のもと河原地区に小学校を絶やささないために、全力を傾注して取り組むことを表明するものである。

そこで、西原村議会としては以下3点のことについて決議する。

- 1 移住定住の促進を図る
- 2 スクールバス等の運用に向けて施策を図る
- 3 校区編制の見直しについての協議を図る

令和元年6月14日、西原村議会。

○議長(宮田勝則君) ただいま提出者より決議がございました。

これより質疑に入ります。提出者並びに執行部に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第2号、河原小学校複式学級解消に関する決議について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第18、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第19、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長上野正博君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長林田直行君、以上の方から申し出がっております。事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

本日はこれをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって令和元年第2回西原村議会定例会を閉会いたします。

午後 1時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

6 番議員 上 野 正 博

7 番議員 山 下 一 義